10 条例·要綱·要領等

資料10-1 鶴居村防災会議条例

昭和37年12月20日条例第5号

鶴居村防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鶴居村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 鶴居村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
 - (4)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を行うこと。

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は村長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (5) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長及び村長が教育委員会事務局職員のうちから指名する者
 - (7) 釧路北部消防事務組合の消防団長のうちから村長が任命する者
 - (8) 釧路北部消防事務組合の職員のうちから村長が任命する者
 - (9) 指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の職員のうちから村長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 委員の定数は、20人以内とする。
- 7 委員(第5項第4号から第7号までの委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (議事等)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、 会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月13日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第3条第5項第9号に規定する最初の委員の任期は、同条第7項の 規定に関わらず、他の委員の残任期間とする。

附 則(平成27年3月24日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第3条第5項各号に規定する委員の任期は、同条第7項の規定に関わらず、平成28年1月31日までとする。

資料10-2 鶴居村災害対策本部条例

昭和37年12月20日条例第6号

鶴居村災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の2 第8項の規定に基づき、鶴居村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要 な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)及びその他の職員を指揮監督する。
- 2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- 4 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 5 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 6 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第3条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定め る。

附則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料10-3 北海道雪害対策実施要綱

第1目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下、「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で 構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下、「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
 - 9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡 部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1)期間11月~12月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1)期間12月~3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・ 注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深 さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積 雪速報(今後の雪)」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握 した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に 応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪 未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
		2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を
第1種	1,000台/日以上	確保する。
		異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
	2004 / 1111	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施し
第2種	300台/日以上	ない。
	1,000台/日未満	異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
		2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。
笠 2 種	2004 /日七洪	状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。
第3種	300台/日未満	異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得
		ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、道路管理者による広範囲での計画的・ 予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携するものとす る。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及 びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社(以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。)は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させる ため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標 示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の 防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全 を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

- (1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指 定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める 体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、 積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の 対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測 所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入ると ともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、 市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずる ものとする。

- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並 びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、 東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるも のとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、 状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に 努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン)の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡を取り、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものと する。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を 整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
- (1)食料、燃料等の供給対策
- (2) 医療助産対策
- (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料10-4 北海道融雪災害対策実施要綱

第1目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面 総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協 会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会 社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社 北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本 赤十字社北海道支部、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務 所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社、北 海道電力ネットワーク株式会社、電源開株式会社東日本支店北海道事務所、北海道エアポー ト株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生の情報を覚知 し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の 職員の召集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報(今後の雪)」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道
 - ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水 防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
 - イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ 出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物 の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、 堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等につい て関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (2) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報する ものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融 雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指 導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料10-5 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報 及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するもの とする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1)人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告する こと。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2)被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を 行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2)被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道 (危機対策課)に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものと する。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1 ※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

						災		害		情	i	幸	3			
報	告	日	時	在	月		目	時	現	発 受	信日	時	月	日	時	分
	信 総合振 戦局・ 等	市町									言 機 振興局又 市町村名					
発 (信 j (職・	旦 当 氏名	i 者 i)							受 (職	信 ・氏名	者 」)				
発	生	場	所													
発	生	日	時	,	月	目	Ħ	.	分	災害	の原	因				
	雨		量													
気象	河	川力	、 位													
気象等の	潮	位派	皮 高													
状況	風		速													
<i>1)</i> L	そ	0	他													
	道		路													
ライ	鉄		道													
フラ	電		話													
イン																
イフライン関係	水 (負	次料	道 水)													
の状	電		気													
況	そ	の	他													
(]	1) 3	災害	対策	(名 (設	(称) (置日	時)		F]		日		時		分	設置
			置状		(称)	n±.\			п		1	7	時		\wedge	≑ ∩∟
				置	置日	吋)			月		F	3	H -1		分	設
('z 法 <i>0</i>	2)》 D適月	災害 用状》	救助 兄		地区	区名		被	害核	東数		被	災世帯		被災人」]
				救助	実施	内容										
				200	- > < // ->	. т Н										

			地区名		避難	推場所	人数	日時
		自主避難避難勧告避難指示						
	(2)	避難						
	(3) 避難の 状況	避難						
応	1/\{\frac{1}{1}\}	勧告						
Þ.		避難						
急		指示						
措	(4)							
置	(4) 自衛遣 の 請っの おった。							
	請の状況							
の								
状	(5) その他							
	(5) その他 措置の 状況							
況	1/1/1/L							
	(-)	Ħ	(ア)出動 <i>。</i> 5町村職員	員	名		(イ)主な活動	状況
	(6) 応急対 策出動 人員		消防職員		名 名 名			
	策 出 動 人員	そ	での他(住民 等) 計		名			
その) 組	(全	計 後の見通し等)		名			
C V,	/ <u> E</u>		及り児畑 し守/					

別表2

被害状況報告(速報・中間・最終)

(放告状/近報音 (迷報・中间・取終)										J]	日	時到	見在	
	災害発生日時		月	日	時	分		災	:害の原因						
	災害発生場所														
	機関(市町村)	名					_	機	関(市町村)	名					
発	職・氏名						受信	.,,,,,	職・氏名	•					
信	発信日時		月	日	時	分	信		受信日時			月	目	時	分
					金額	仟					件	数		金額	千
	項目		件数等	円)				項	目		件等	2/	<u> </u>		()
1	死 者	人			人別(河川	箇所					
	行方不明	人			生別、年				海岸	斷所					
的	重傷	人		原囚(料で幸	は、補品	足頁		、呆	砂防設備	斷所					
人的被害	軽り傷	人		17 (+	K 🗆			道	地すべり	斷					
吾	<u> </u>	人						工事	急傾斜地	斷所					
		棟						,	道 路	斷					
	全壊	世帯							橋 梁	斷所					
		人					5		小 計	斷					
		棟						市	河川	箇所					
	半壊	世帯					木	町	道 路	斷所					
		人					土木被害	市町村工事	橋 梁	斷所					
		棟					吾	事	小 計	斷					
(2)	一部破損	世帯							港湾	斷					
注		人							漁港	斷					
② 住 家 被 害		棟							下水道	斷					
害	床上浸水	世帯							公 園	箇所					
		人							崖くずれ	箇所					
	# -	棟							⇒ 1						
	床下浸水	卌							計	斷					
		人						漁	沈没流出	隻					
ļ	⇒ı	棟						船	破損計	隻					
ł	計	世帯					6	, ,	魚港施設	隻					
	/\	<u>人</u> 棟					水		思色旭設 同利用施設	斷					
3 非	全壊 公共建物 その他	棟					産	ı	の他施設	斷					
非	公共建物	棟					産被		具(網)	箇所					
住宝		<u>悚</u> 棟					害		(兵(納) 水産製品	件					
	一学 その他 公共建物							<u> </u>	不産製品 その他	件					
家被害	計るの他	棟							<u>その他</u> 計	件					
H	農地田淵・埋鶏	-					-		林地	箇所					
	浸地川淵寺	ha		1					治山施設	断					
	畑 流出・埋绕	ha ha					ł	道	林道	節所					
	浸透水	ha						道有林	林産物	節所					
	農作田田	ha						林	不産物	箇所					
4	物畑	ha					7		小 計	節所					
④農業被害	農業用施設	箇所					林業被害		林地	節所					
未	共同利用施設	節所					一种		治山施設	節所					
害	営農施設	斷		1			害	般	林道	斷					
1	畜産被害	斷						民	林産物	斷					
	その他	斷					l	般民有林	その他	斷					
1		24 /1					1	11	小計	斷					
l '	計								計	斷					
<u></u>	HI			1					HI	二 /1					

	項	目		件等	数	被害金円)	額(千		項		目	件等	数	被害金額 円)	仟
		水道	箇所	7.1		1 1/		①社	上会教	数育施設 害	と被 節	-11		1 1/	
(R)	病	公 立	箇所	-				12社	仝福	害公	立箇所				
⑧衛生被害	院	個 人	斷	-				社施			人節				
生	清掃	一般廃棄物処理	斷					被害		計	斷				
被害	施設	し尿処理	箇所	 					<u></u> 金						
一	火		箇所					İ		失道施設		 I			
		計	箇所					i †		皮害船舶					
9	P		件							芒 港	箇所				
9 E商			件					13 そ	7.	k i					
₽ 工 │	7	その他	件					その		1 前					
被		計	件					他		 复					
		小学校	斷					'-		ガ フ				_	
10公	立	中学校	箇所				_			コック場					
⑩公 文教	施	高 校	斷所						者	都市施設	置				
設施	設	その他文教施設	斷							計					
		計	斷								総額				
公共	施設	被害市町村数	団体					火		建	物 件				
	り災	世帯数	世帯					発/	生	危険	物件				
		《者数	人					İ		その	他件				
消防耳	職員	出動延人数	人					消防	す 負	出動延	人数人				
		道(総合振	う興え	引又に	よ振り	興局)									
l			•-	•											
災害	対	士町北友	, 	Т			夕 折				設置	口哇		廃止日時	1
策本の設	(信, 器:	市町村名	1	-			名 称					口 144	\dashv	一	•
↓状況															
V															
災害 助法	÷ 4·4- 1												_		
- →1 ½L															
▋助法	· 拟 · 適												· ·		
▋用市	j町														
用市 村名	i町	↓ (※別華で	○	<u>=</u>)											
用市 村名 補足	f町 - 資料	∤(※別葉で ≜生場所	· 報台	트)											
用村名 (三)	町 資料	《生場所 《生年月日	·報台	투)											
用村 補〇〇〇	町 資料 等発発 手列	巻生場所 巻生年月日 シ種類概況			ίψ.	1 FA	4-55	ᄣᆉᄼᅔᆥᄼ	وراب خ	+ /// 18 - 1	·	· (III)	: [*+*** = _	- 3/4-
用村 補〇〇〇人	町 資料 等発発 手列	巻生場所 巻生年月日 シ種類概況			性別	心、年令、	、住所、	職業	羊、 被	支 災場所	「、原因)	→個	人情	報につき取扱	
用村 補〇〇〇〇意	町 資害害害的 番系系の	巻生場所 巻生年月日 ○種類概況 抜害(個人別			性兒	心、年令 、	、住所、	職業	生、初	支 災場所	í、原因)	→個		対につき取扱	√注
用村 補○○○○意○ 市名 足災災災人 応・	町 資害害的 急避 発発系の 対対	を生場所 を生年月日 を種類概況 な害(個人別 け策の状況 単場所の勧告	引の日	七名、			、住所、	職業	美、被	皮災 場所	f、原因)	→個	人情	報につき取扱	√注
用村 補○○○○意○ 市名 足災災災人 応・・	町 資害害害的 急避避 一 料発系の被 文葉葉	を生場所 を生年期所 日 を を を を を を を を を を を を を を で が で が で が	別の母 ・・ 大況	氏名、 旨示 <i>0</i>	つ状に	兄				支 災場所	「 、原因)	→個	 人情	対につき取扱い	ⅳ注
用村 補○○○○意○ 市名 足災災災人 応・・・	町 資害害害的 急避避他 一	を生場所 を生場所 を生年類では を生年類では はまするでは、 はいまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな		氏名、 旨示の への応	つ状?	兄 要請、応	接活動の	の状況		皮 災場所	〔、原因)	→個		対につき取扱	/ 注
用村 補○○○○意○ 市名 足災災災人 応・・・	町 資害害害的 急避避他 一	を生場所 を生場所 を生年類では を生年類では はまするでは、 はいまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな		氏名、 旨示の への応	つ状?	兄 要請、応	接活動の	の状況		按災 場所	í、原因)	→個	人情	報につき取扱	/注
用村補〇〇〇〇意〇市名足災災災人。応・・・・・	町 資害害的 急避避他消自 一番発発の被	を生場年場と 生生場年類(川のおい、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	€名、	り状? 広接乳 が状?	兄 要請、応 肖防機関 兄	援活動の の活動料	の状況		支 災場所	〔 、原因)	→個		報につき取扱い	
用村補〇〇〇〇意〇市名足災災災人。応・・・・・	町 資害害的 急避避他消自 一番発発の被	を生場所 を生場所 を生年類では を生年類では はまするでは、 はいまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	川のおい、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	€名、	り状? 広接乳 が状?	兄 要請、応 肖防機関 兄	援活動の の活動料	の状況		支災場 所	î 、原因)	→個	小	報につき取扱	· 注
用村補〇〇〇〇意〇市名足災災災人。応・・・・・	町 資害害的 急避避他消自 一番発発の被	を生場年場と 生生場年類(川のおい、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	€名、	り状? 広接乳 が状?	兄 要請、応 肖防機関 兄	援活動の の活動料	の状況		按災場所	f、原因)	→個	人情	報につき取扱	~~
用村補〇〇〇〇意〇市名足災災災人。応・・・・・	町 資害害的 急避避他消自 一番発発の被	を生場年場と 生生場年類(川のおい、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	€名、	り状? 広接乳 が状?	兄 要請、応 肖防機関 兄	援活動の の活動料	の状況		支災 場所	r、原因)	→ 個	 	報につき取扱	~~

別表3

被害状況報告(速報・中間・最終)

災害・事故名

	総合	振興局又は	は振り	具局	1							
	項	目		件数 等	被害金額(千 円)		項	目		件数等	被害金額円)	千
	死	者	人		※個人別の氏			河 川	箇所	.,	1 4/	
1	行	方不明	人		名、性別、年齢、			海岸	箇所			/
人的被害	重	傷	人		原因は、補足資	İ	557	砂防設備	箇所			
被	軽		人		料で報告		道	地すべり	箇所			
害		計	人				道工事	急傾斜地	斷所			
			棟				7	道 路	斷所			
	全	壊	世帯			ĺ		橋梁	斷所			
			人			(5)		小 計	斷所			
			棟			+	市	河 川	斷			
	半	壊	世帯			末	町	道 路	斷所			
			人			土木被害	市町村工事	橋梁	斷所			
			棟			害	事	小 計	斷所			
2	_	部破損	世帯					港湾	箇所			
[任]			人					漁港	斷			
多曲			棟					下水道	斷所			
②住家被害	床	上浸水	世帯					公 園	斷			
			人					崖くずれ	箇所			
			棟									
			世帯					計	斷所			
			人				油	沈没流出	隻			
			棟				漁船	破損	隻			
		計	世帯 ·					計	隻			
			人			6		魚港施設	箇所			
(3)	全壊	公共建物	棟			水産被害		同利用施設	箇所			
非		その他	棟			被		の他施設	箇所			
③非住家被害	半壊	公共建物	棟			害		具(網)	件			
家し	1 32	その他	棟			ļ	7	水産製品	件			
1位	計	公共建物	棟					その他	件			
		その他	棟					計				
	農地	田漁山·埋鉄	ha			Į		林地	箇所			
		浸配	ha				٠٠٠	治山施設	箇所		1	
		畑 湍·埋跨	ha				道有林	林 道	簡所			
		浸配水	ha				付	林産物	箇所			
	農作	田	ha			_	771	その他	箇所		Ti .	
4	物	畑	ha			7		小計	箇所			
辰 坐	農業	美用施設	斷			学		林地	箇所			
④農業被害		利用施設	箇所			⑦林業被害	_	治山施設	斷			
害		農施設				害					1	
			箇所			ł	般民有林		斷所			
		産被害	箇所			Į	有	林産物	箇所		1	
	7	その他	斷所			ļ	林	その他	斷所		1	
]		小 計	箇所			
		計						計	斷			

項	目		件等	数	被害金 円)	額(千		項		目		件等	数	被害金額 円)	千
	水道	箇所	,1		1 3/		①社	士会執	教育施設	没被	箇所	.1		1 4/	
⑧ 病	公立	箇所					12社	人后	<u>害</u> 公	立	松石に				
御 祝 祝 衛 院	個人						₩推施		法	人	斷				
/-		箇所 箇所					被害	IX 4	計		斷				
▲ 生 清掃 一被 施設		箇折						<i>L</i>	<u> </u>		箇所				
書 グ		箇所					ł	l .	^{庆垣不了} 佚道施		箇所				
9	·	箇折					ł				隻				
	<u> </u>	件					ł		波害船兒	<u>叩</u> 港	節所				
	<u>同 </u>	件					13			仓 道	戸			_	
퇃冏	<u>ム </u>	件					そ			旦 話	回線			_	
▮ 被 ├─	<u>て 切 他 </u>	件					の			気	戸				
	小学校	節折					他			ス	戸			_	
⊕ \	中学校	箇所					ł		コック		箇所				
┃⑩公立 ┃ 文教施	高校	節折					ł		ュック: 都市施		箇所				
■ 文教施 ■ 設施設	その他文教施設	節折					ł	1	1 計	1),	回刀		_		
HX NEHX	計	箇所								手総額	ī				
/\ +/- _=;		団体					火	{ {{	建	物	件				
	被害市町村数						発	火 生							
	《世帯数	卌							危険		件				
	災者数	人					1201/ 1 1/ 		その		件				
消阞職員	出動延人数		<u> </u>				消沙	団貝	出動延	1人叙	人				
	道(総合排	文興月	引又(は振り	興局)										
災害対															
■ 次百八 ■ 策本部	市町村名	7]				名称					设置	日時		廃止日時	寺
策本部 の設置						, , , , ,						-			-
状況															
巛字掛															
災害救 助法適															
■用市町															
村名															
	料(※別葉で	ご報告	냙)												
	発生場所														
	発生年月日 の種類概況														
	波害(個人別	II DE	6名、	性兒	引、年令、	住所,	職業	生、 礼	皮災場所	折、原	(因)	→ /[i	固人信	報につき取扱	が沖
意		, , ,	, ,,	1	7 1 1 1	1 1 1 1 1 1	19421	- 12	/\	×1 、 //3	• — /	,,	-V 411	71M = - C. 1040	. 1
○応急	│○応急対策の状況														
	・避難場所の勧告・指示の状況														
・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況															
・消	防、水防、水	対急・	· 救!	功等	消防機関	の活動	大況	, [
・自	衛隊の派遣 要	5請、	出	助状态	兄	_									
・災 ²	害ボランティ	アク	り活動	功状》	児 ほ	カュ									

別表4

	被害区分	判定基準
1	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1)当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3)氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
人的	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
被害	重傷者	(1) 元名欄の(2)(3) を参照。 災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける 必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の(2)(3)を参照。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。 (1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎として共場した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊する もので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
(金) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
②住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等 の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあっては 2 cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあっては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。

	被害区分	判定基準
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている 状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算する こと。
④ 農	農業用 施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
④農業被害	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、 種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設 の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他 河川	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。 河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを 必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で 復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止 施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度 の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑤ ±	急傾斜地崩壊 防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止 施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑤土木被害	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が 流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度 の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。
	漁港施設	(2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。 外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑥ 水 産 対	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
産被害	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算する こと。

	被害区分	判定基準
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	Alexen	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
(7) **		(1) 板音銀の鼻山は、復口に安りる経貨を訂工りること。 林業経営基盤整備の施設道路をいう。
業	林道	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑦林業被害	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算する こと。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑧衛生被害	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
9 商工	商業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算する こと。
工被害	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又 は復旧額とする。
⑩公立 施設	工文教 设被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
①社会	会教育 设被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
12社会		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉 施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。
	鉄道不通	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
(13) そ	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
ての	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
他	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数) ガス (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	
	都市施設	(1) 被告額の第四は、後日に安する経費を計上すること。 街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復日に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料10-6 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、 平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年 11月消防災第98号·消防情第125号、平成15年3月消防災第78号· 消防情第56号、平成 16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応 第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111 号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令 和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める 消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものと する。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統 計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域 の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活 動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急 措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報 を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁 長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対 しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報 の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原 子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災 (特定の自己を除く。) については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等 即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に 求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体 (応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高 所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況 等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等(テレビのニュース 速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・ 災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」または「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に 変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都 道府県に報告をするものとする。
- (5)上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それ ぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について 報告をすること。

アー火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者 等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる 見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10~クタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示)

・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の 火災又は爆発事故
- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災((ア) 以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。) 又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及 ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

工 原子力災害等

- (ア)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏え いがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中 に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ)原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。) について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6)消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1) から(7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上 げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点で の報告を含む。)

(例示)

- 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において 同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救 助事故

3 武力攻擊災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を 含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。 以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直 接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は 物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に 準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放 出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、 全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された もの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

工 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

才 火山災害

- (ア) 噴火警報 (火口周辺) が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故((2) の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) ア 第2の1の(2) のウの(ア)、(イ) に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの (ア)海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、 道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻擊災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2) のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1)火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること (消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並び に予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

- (ア) 発見及び通報の状況
- (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

- (ア)火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式(火災)

				第	報
		報告日時	年	月 日 時	分
		都道府県			
		市町村			
	宁受信者氏名	(消防本部名)			
※ 特定の事故を除	ζ.	報告者名			
火 災 種 別	1 建物 2 林野	3 車両 4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所					
出火日時	月日時分	(鎮圧日時)	(月日	時 分)	
(覚知日時)	(月日時分)	鎮 火 日 時	月 日	時 分	
火 元 の 業 態 ・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所		出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人	死者の生じた理由			
	中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		m² m²	
焼 損 程 度	全焼棟 焼損 半焼棟 程度 部分焼棟 ぼや棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m² m² a	
り災世帯数	世	帯 気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台	人 人 人		
救急・救助活動状況災害対策本部等の設置状況					

その他参考事項		

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名 (表頭) 及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3)特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5)物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」 に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ョウ素剤服用の状況を記入 するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場 合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式(特定の事故)

1 石油コンビナート等
特別防災区域内の事故事故名2 危険物等に係る事故3 原子力施設等に係る事故

4 その他特定の事故

				第		報
報告日時		年	月	日	時	分
都道府県						
市町村 <u>(消防本部名)</u>						
報告者名						

消防庁受信者氏名 故 種 別 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他(発 生 場 所 レイアウト第一種、第一種、 事 業 所 名 特别防災区域 第二種、その他 見 日 月 日 分 時 発 生 \Box 時 月 日 分 (覚 知 日 時) (月 時 月 日 時 分) 日 分 (処理完了) 消防覚知方法 気 象 状 況 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 物質の区分 質 名 5 毒劇物 6 RI等 7 その他(施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他() 危険施設の 施設の概要 事故の概要 死者 (性別・年齢) 負傷者等 人 重 症 人 (人) 死 傷 者 中等症 人(人) 軽 症 人 (人) 出 機 自営防災組織 業協働防災組織 消防 防 災 所その他 状 況 消防本部 (署) 及 び 救 急 • 救 助 消防防災へリコプター 活 動 状 況 海上保安庁 警戒区域の設定 月 日 時 分 衛 隊 そ 使用停止命令 月 日 時 \mathcal{O} 他 分 災害対策本部 等の設置状況 その他参考事項

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5)要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助 されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6)消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果 (剤の種類、濃度等)
- 被害の要因(人為的なもの)不審物(爆発物)の有無

立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

			第		報
報告日時	年	月	目	時	分
都道府県					
市町村 (消防本部名)					
報告者名					

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 声	式力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害
発 生 場 所		
発生日時(覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法
事故等の概要	(月日時分)	
	死者(性別・年齢)	負傷者等 人 (人)
死 傷 者	計 大 不明	重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)
救助活動の要否		
要救護者数 (見込)		救 助 人 員
消防・救急・救助 活 動 状 況		
災害対策本部 等の設置状況		
寺の設直状況		

- (注) 負傷者欄の() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害 状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波 の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア)発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土 石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する 上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告を すること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (イ)消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災へリコプター、 消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわか る範囲で記入すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式(その1)

(災害概況速報)		報告日時	年	月	目	時	分
		都道府県					
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)					
災害名	(第 報)	報告者名					

	発 生 場	所				発	生	目	時	月	日	時	分
災害の概況													
		死 者	人										
被 害	死 傷 者	うち 災害 関連死	人	易	人	住	家	全:	壊	棟	床上浸水		棟
の		- m	1 407	<i>F</i>				半	壊	棟	床下浸水		棟
状 況		不明	人	易	人			一部:	損壊	棟	未分類		棟
	119番通報の)件数		,	•				'				'
	災害対設置	策 本 部 等 の 状 況	(都道府	牙県)				(市)	町村)				
応 急 対	消防机	幾関等の動状況		肖防本部、洋 かいて、そ⊄							₹39条に基づ ⁻ること。)	うく 応援消	防本
策		テ隊 派 遣 すの 状 況											
の状況		が	<u> </u> 町村が	溝じた応	急	対策							

- (注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が とれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) 記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

(避難指示等の発令状況)

(都道府県名)

1=117	緊急安	全確保	発令日時	避難	指示	発令日時	高齢者	等避難	発令日時
市町村名	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

			ı	I	
	_	_			

[※] 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

田谷 1 119番通報件数 都道府県 市町村 等の設置状況 災害 救助法適用市町村名 被 Ħ 뜻 Ŧ 田谷 Ŧ Ŧ Ŧ Æ 壬 Ŧ Ħ 額 その他の公共施設 粗 農林水産業施設 公共土木施設 文 教 施 設 公共施設被害市町村数 被 왩 6 圏 圏 圏 圏 Н 删 丰 * ¥ 極 平 \Rightarrow 消防機関等の活動状況 4 按 その他 災害の概況 応急対策の状況 被 極 た 畢 洄 粗 ブロック塀等 教 教 4 割 校 絽 Ξ 臣 誸 煕 渱 鬞 流失·埋没 流失·埋没 K 丰 尘 捆 6 叄 閵 閵 驡 捯 ₩ $^{\pm\!1}$ S 危 無 帐 派 拠 **a** 被 ¥ 1 ** 鰃 洄 縆 戸 **#** 嶽 ŧII 舺 時現在) 按 Ш 耧 棋 市 葉 市 大 市 大 中 棟 丰 大 大 \$ うち災害関連死者 **\$** 割 型 ¥ 竉 窸 礟 ¥ 雪 世 蚁 徴 颩 **第4号様式(その2)** (被害状況即報) 大 6 陞 Œ 1 # 蒄 4 災害名. 報告番号 都道府県 報告者名 4 御布 ₩ 井 胀 胀 行 $|\mathbf{x}|$ 人的被害

※1 被害額は省略することができるものとする。※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料10-7 無線局管理規定

制 定 平成5年7月9日 訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、鶴居村が防災行政業務を行うため、無線局を開設し、防災行政業務 の迅速化及び事故対策等、通信の適正、かつ、能率的な運用を図るため必要な事項 を定める。

(定義)

第2条 この規程において、無線局とは、鶴居村が開設する無線局の無線設備及び当該無 線設備を管理、運用する者の総体をいう。

(無線局管理責任者)

- 第3条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類の保管、必要な申請又は届出等の手続き の総括的な責任を負い、無線設備の取扱い、迅速かつ円滑な通信を確保するための 指導責任を負う。
- 2 無線局管理責任者は総務課長をもって充てる。

(通信の原則)

- 第4条 通信担当者は、無線局管理責任者の指導の下に、無線通信は簡潔、明瞭、かつ正確に行うものとし、次の例示に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 虚偽の通話をすること。
 - (2) 暴言をはき又は論争すること。
 - (3) 他局の通信を妨害すること。
 - (4) 私用の通話をすること。
 - (5) 不用(冗談及びわいせつ)・不急の通話をすること。
 - (6) 他局の通話中にラジオ放送等の音響の割込み送信をすること。
 - (7) 送話しないのに、みだりに送話器を操作すること。
 - (8) 他局の送話中に割込み通話すること。
 - (9) その他

(秘密の保護)

- 第5条 何人も、法律に別段の定めがある場合を除き、特定の相手方に対して行われる無 線通信を傍受して、その存在若しくは内容を漏らし、又これを窃用してはならない。 (無線局の運用)
- 第6条 無線局は、防災行政事務に関する通信以外の目的のために使用してはならない。 ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
 - (1)人命の救助又は人の生命、身体、若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査若 しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは犯人の逮捕に関し、警察の依頼に基づく通信 及びこれに準ずる通報等の急を要する通信
 - (2) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、又は暴動等の非常事態が発生するおそれが ある場合において、有線通信を利用できないか、又はこれを利用することが著しく困 難なときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持等のために行わ れる通信

(備付書類と保存期間)

第7条 無線局に備付けを要する業務書類及びその保存期間は、次のとおりとする。 (備付書類) (保存期間)

無線局の免許期間中

(1) 免許状 無線局の有効期間中

(2) 免許申請書の添付書類 次期再免許まで(再免許後も工事設計 書及び添付図面の保存を必要とする。)

(3) 変更申請書及び届書の添付書類の写し 次期再免許まで

(4) 電波法令集及び抄録 無線局の免許期間中

(5) 無線檢查簿

(6) 陸上移動局の証票

無線局の免許期間中 げておくものとし、移動する陸上移動局の

- 2 免許状は、管理する場所の見易いか所に掲げておくものとし、移動する陸上移動局の 免許証票については、無線機に添付するものとする。
- 3 業務書類は、一括して事務所等の管理する場所に備え付けるものとする。
- 4 免許申請書及び変更申請書の添付書類並びに届書の写しは、その旨北海道電気通信監理局局長の証明を受けたものでなければならない。
- 5 電波法令集は、最近の追録による加除訂正を終わったものを、抄録にあっては郵政大 臣が認定した期間中のものとする。
- 6 最免許を受けた無線局に備え付ける無線検査簿は、再免許前のものを継続して備え付けるものとし、使用を終わったものは、次の臨局する定期検査まで保存しておかなければならない。

(無線設備の障害等)

第8条 通信担当者が無線設備に障害等の異常があることを発見したときは、速やかにその状況を無線局管理責任者に報告し、指示に基づき、速やかに対処しなければならない。

(指示事項等の措置報告)

第9条 無線局監理責任者は、北海道電気通信管理局が行う無線局の検査において指示、 又は勧告事項があったときは、速やかに必要な措置を行うとともに、指示事項については、無線検査簿欄に措置状況を記入し、かつ、北海道電気通信管理局に対しその措置状況を報告しなければならない。

(無線局監理責任者の任務)

- 第10条 無線局監理責任者は、無線局の保守の万全を期するため、次に掲げる定期点検 を行うものとする。
 - (1) 毎日点検 通信担当者の勤務時において送受信装置の電源を「ON」にした状態 で、機器点検を行うとともに、時計の時刻照合を行うこと。
 - (2) 年次点検 毎年1回以上あらかじめ定める日に無線局点検票を活用し、点検を行うこととし、特に次の各項については重点的に確認を行うこと。
 - ア 書類点検

備付書類の整備状況について点検する。

イ 設備点検

周波数偏差、最大周波数偏移、空中線電力、受信機の感度及び明瞭度について実 測点検を行うとともに、工事設計書の記載事項と設備の現状について対比照合を 行う。

- (3) その他の任務
 - ア 無線局点検票による点検を行った場合の資料の保存
 - イ 無線局の開設又は変更等に関する計画の検討
 - ウ 電波法令に基づき行う申請、届出、報告等の書類の作成、手続、保管
 - エ 電波法令上の手続をする上で、代理人を定めて委任する場合の代理人の選定及 び委任範囲の決定等

- オ 無線局の開設又は変更などの場合の工事業者の選定、契約、施行の監督等
- カ無線局の運用指導
- キ その他必要とする事項

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料10-8 避難指示等の判断基準

1 避難指示等の発令区分

避難指示等の発令区分は次のとおりとする。

区分	根拠法令	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係ある公私の 団体に対し、予想される災害事態及びこれ に対してとるべき避難のための立退きの準 備その他の措置について、必要な通知又は 警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な 通知又は警告をするに当たっては、要配慮 者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確 保が図られるよう必要な情報その他必要な 配慮をするものとする。	 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、人の生命又は 身体を災害から保護し、その他災害の拡大 を防止するため特に必要があると認めると きは、必要と認める地域の必要と認める居 住者等に対し、避難のため立退きを指示す ることができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は 屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令については、防災気象情報及び巡視活動並びに異常現象の通報等を勘案し、 総合的に判断する。

(1) 水害

ア 避難指示等を判断する情報

(ア)参考にする情報

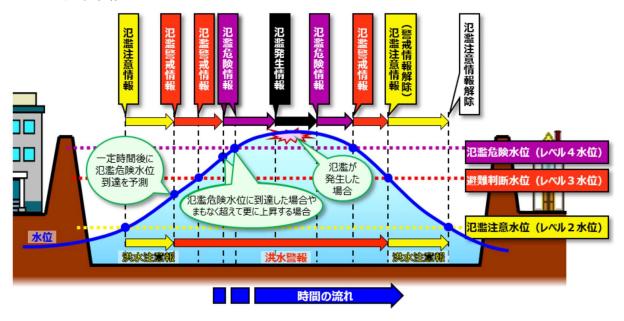
項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
		ある場合にその旨を注意しておおむね	http://www.bousai-hokkaido.jp/
		市町村単位で発表	≪気象庁ホームページ≫
大雨警報	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるお	http://www.jma.go.jp/jma/
(浸水害)		それのある旨を警告しておおむね市町	≪防災情報提供システム≫
		村単位で発表。大雨による浸水につい	https://bosai.jmainfo.go.jp/
		て警戒を呼びかけるものであり、避難	(ID・パスワード必要)
		準備・高齢者等避難開始を発令する際	
		の参考とする。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそ	
(浸水害)		れが著しく大きい場合に発表される。	
		大雨警報 (浸水害) の基準をはるかに超	
		える大雨に対して発表されるものであ	
		る。大雨特別警報(浸水害)が発表され	
		た場合、既に避難指示が発令済みであ	
		ること、或いは、避難指示は発令されて	
		いないが災害発生の危険性が高まって	
		いることについて、改めて呼びかけを	
		行い、周知を図る。避難指示の判断に際	
		し、大雨特別警報(浸水害)の発表を待	
		つべきではない。	
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
		ある旨を注意しておおむね市町村単位	≪気象庁ホームページ≫
		で発表される。	≪防災情報提供システム≫
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるお	≪北海道防災情報システム≫
		それがある旨を警告しておおむね市町	≪気象庁ホームページ≫
		村単位で発表される。洪水予報河川・水	≪防災情報提供システム≫
		位周知河川以外の河川周辺住宅等に対	
		する避難の呼びかけ等の参考とする。	
指定河川洪水	国土交通省	国や北海道が管理する河川のうち、流	≪北海道防災情報システム≫
予報	北海道	域面積が大きく、洪水により大きな損	≪気象庁ホームページ≫

項目	提供元	説明	主な提供システム等
(洪水予報	気象庁	害を生じる河川について、洪水のおそ	≪防災情報提供システム≫
河川)		れがあると認められるときに発表され	≪川の防災情報≫
		る。	http://www.river.go.jp/
			≪市町村向け川の防災情報≫
			http://city.river.go.jp/title_city.html
			(ID・パスワード必要)
水位到達情報	国土交通省	水位周知河川及び水位周知下水道にお	≪市町村向け川の防災情報≫
(水位周知	北海道	いて、所定の水位に到達した場合、水位	
河川)		到達情報 (氾濫危険情報等) が発表され	
		3.	
流域雨量指数	気象庁	河川の上流域に降った雨により下流地	≪防災情報提供システム≫
の予測値		域の洪水危険度がどれだけ高まるかを	
		把握するための指標	
大雨警報	気象庁	大雨警報 (浸水害)・洪水警報を補足す	≪気象庁ホームページ≫
(浸水害)		る情報	≪防災情報提供システム≫
・洪水警報の			
危険度分布			
降水短時間	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布	≪気象庁ホームページ≫
予報		の予想。	≪防災情報提供システム≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びか	≪気象庁ホームページ≫
		けたり、警報等の内容を補完して現象	≪防災情報提供システム≫
		の経過、予想、防災上の留意点を解説し	
		たりするために、釧路地方気象台から	
		適時発表される。	

(イ) 洪水予報

洪水予報は、河川名と次の危険度のレベルに応じた情報名と組み合わせて発表される。

a 洪水予報のイメージ



b 洪水予報の種類

洪水予報の種類	レベル	水位の名称	発表基準	町が住民に
六小 J 和の性類		アロッセ か	元衣坐牛	求める行動
○○川氾濫発生情報	レベル		氾濫の発生	氾濫水への警戒を
(洪水警報)	5相当			求める。
○○川氾濫危険情報	レベル	氾濫危険水位	急激な水位上昇により	いつ氾濫してもお
(洪水警報)	4相当		まもなく氾濫危険水位	かしくない状態。避
			を超え、さらに水位の	難等の氾濫発生に
			上昇が見込まれる場	対する対応を求め
			合、あるいは氾濫危険	る。
			水位に到達した場合	
○○川氾濫警戒情報	レベル	避難判断水位	一定時間後に氾濫危険	避難準備等の氾濫
(洪水警報)	3相当		水位に到達が見込まれ	発生に対する警戒
			る場合、あるいは、避	を求める。
			難判断水位に到達し、	
			さらに水位の上昇が見	
			込まれる場合	
○○川氾濫注意情報	レベル	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達	氾濫の発生に対す
(洪水注意報)	2相当		し、さらに水位の上昇	る注意を求める。
			が見込まれる場合	
(発表なし)	レベル	水防団待機水		水防団に水防活動
	1相当	位		の準備を求める。

(ウ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先(TEL)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台	0154-31-5110	・気象、水象に関すること
釧路総合振興局	0154-23-0560	・道管理河川施設に関すること
釧路建設管理部維持管理課		・保有するリアルタイムの情報に関すること
釧路総合振興局	0154-43-9144	・災害情報及び被害情報に関すること
危機対策室		・避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

(ア) その他の河川等

a 判断基準

	a 判断基準	
発令 区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】高齢者等避難	1 水位観測所の水位が一定の水位(「b 水位観測所と水位」参照)等に到達し、引き続き次の①~③のいずれかに より、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が上昇している場合 ②村内の河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ③村周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 洪水警報の危険度分布において、今後の予測値が「警戒」に到達するとき 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	降雨の今後の見通し や巡視活動並びに異 常現象の通報を勘案 し、総合的に決定す る。
【警戒レベル4】避難指示	1 水位観測所の水位が氾濫注意水位(「b 水位観測所と水位」参照)等に到達し、引き続き水位が上昇し、次の①~③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が上昇している場合 ②村内の河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ③村周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合(2 洪水警報の危険度分布において、今後の予測値が「非常に危険」に到達するとき3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間・未明であっても、発令基準例1~3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準例1については、河川の状況に応じて①~③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること。	降雨の今後の見通し や巡視活動並びに異 常現象の通報を勘案 し、総合的に決定す る。

	※発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断するこ	
	と。	
	※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位	
	基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や	
	消防団からの報告等を活用して発令する。	
	(災害が切迫)	
	1 村内の河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒	
	レベル5相当情報 [洪水]) が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報	
	(浸水害) 基準に到 達した場合)	
警 戒	2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高	
レベ	まった 場合	
ル	3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざる	
5	をえ ない場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)	
緊急	4 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村	
緊急安全確保	単位を 基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適	
全確	切に絞り込む こと)	
葆		
	(災害発生を確認)	
	6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた	
	場合)	

b 水位観測所と水位

観測所:雪裡川

河川:	名	所在地	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
雪裡	川 鶴居	計東4丁目61番地先	29. 11 m	30.62m	—m	32. 23 m

(ウ)内水氾濫

発令区分	判断基準	対象地域
	巡視活動や地域住民等の通報から、床上浸水や道路冠水等	巡視活動並び
【警戒レベル3】	の被害の切迫性があり、屋内での安全確保措置では身体の	に異常現象の
高齢者等避難	危険が及ぶ可能性があると判断したとき	通報を勘案し、
向即有守妊無		総合的に決定
		する。
	巡視活動や地域住民等の通報から、床上浸水や道路冠水が	巡視活動並び
「猫女元」、ペンコ・4	発生し、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能	に異常現象の
【警戒レベル4】	性があると判断したとき	通報を勘案し、
避難指示		総合的に決定
		する。
	巡視活動や地域住民等の通報から、床上浸水や道路冠水が	巡視活動並び
【警戒レベル5】	発生したとき	に異常現象の
		通報を勘案し、
緊急安全確保 		総合的に決定
		する。

(2) 土砂災害

ア 避難指示等を判断する情報

(ア)参考にする情報

種類	参考にする情報等
気象情報	・大雨警報(土砂災害)・土砂災害警戒情報
	・記録的短時間大雨情報・大雨特別警報(土砂災害)
土砂災害危険箇所等の有無	・土砂災害危険箇所
土砂災害の危険度	・土砂災害警戒判定メッシュ情報
巡視活動から得た情報	・前兆現象の発生
異常現象の通報	
雨量	・雨量 ・累加雨量(降り始めからの雨量を合計した値)
砂防施設管理者等からの情報	・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見
釧路地方気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し

(イ) 土砂災害の前兆現象

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山	・渓流付近の斜面が崩	がけに割れ目がみえ	地面にひび割れがで
	斜面	れだす	る	きる
	がけ	・落石が生じる	がけからは小石がパ	・地面の一部が落ち込
			ラパラと落ちる	んだり盛り上がった
			・斜面がはらみだす	りする
	水	・川の水が異常に濁る	・表面流が生じる	・沢や井戸の水が濁る
		・雨が降り続いている	・がけから水が噴出す	・斜面から水が噴き出
		のに川の水位が下がる	る	す
		・土砂の流出	・湧水が濁りだす	・池や沼の水かさが急
				減する
	樹木	・濁水に流木が混じり	・樹木が傾く	・樹木が傾く
		だす		
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入
				る
				・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音	・樹木の根が切れる音
		・山鳴りがする	がする	がする
		・転石のぶつかり合う	・樹木の揺れる音がす	
		音	る	
			・地鳴りがする	
嗅覚		・腐った土の臭いがす		
		る		

(ウ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先(TEL)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台	0154-31-5110	・気象、地象、水象に関すること
釧路総合振興局	0154-23-0560	・土砂災害危険箇所及び土砂災害(特別)警戒区
釧路建設管理部維持管理課		域に関すること。
		・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関す
		ること。
		・北海道土砂災害警戒情報システムに関するこ
		と。
		・保有するリアルタイムの情報に関すること。
釧路総合振興局	0154-43-9144	・災害情報及び被害情報に関すること
危機対策室		・避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

(ア)判断基準

発令		
区分	判断基準	対象地域
	1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報(以下「土砂災害危険度情報」という。)において「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
高齢者等	2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値 に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難 となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
避難3	3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から 明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区 域・危険箇所等
【警戒レベル4】	1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間〜翌日早朝に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1〜2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発	土砂災害危険度情報において「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)

緊急安全確保

(災害が切迫)

- 1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報 [土砂災害]) が発表された場合
- 土砂災害危険度情報において「災害切迫(黒)となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
- 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒 レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認)
- 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながる おそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及び その周辺の区域土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の 区域で発見された場合を含む。

- 3 土砂災害が発生した場合
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆 現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間 や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険(紫)」(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- ・ 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。(具体的には、夕刻時点において、大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】に切り替える可能性が言及されている場合)
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として 提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達すること に注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令 時点から求める必要がある。

(3) 地震

ア 避難指示等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
巡視活動から得た情報	・火災の発生
地域住民等からの通報	・家屋の倒壊
釧路地方気象台からの情報	・今後の地震活動に関すること

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先(TEL)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台	0154-31-5110	・今後の地震活動の見通し
釧路総合振興局	0154-43-9144	・災害情報及び被害情報に関すること
危機対策室		・避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
	1 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のお	適宜状況を勘案し対
【警戒レベル4】	それが高まったとき	象地域を決定する。
避難指示	2 地震により家屋の損壊やライフラインの被災	
DEE 关胚 1日 / 1、	によって、その地域に居住することが困難なとき	
	3 余震による被害拡大のおそれがあるとき	
	1 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のお	適宜状況を勘案し対
	それが切迫しているとき	象地域を決定する。
【警戒レベル5】	2 地震により家屋の損壊や倒壊が発生するとと	
緊急安全確保	もに、ライフライン、道路の被災によって、その	
	地域が孤立し、復旧に時間を要することが見込ま	
	れる地域に発令するもの	

(4) 暴風

ア 避難指示等を判断する情報

(ア)参考にする情報

a 参考にする情報等

種類	参考にする情報等	
気象情報	・台風情報 ・府県気象情報 ・強風注意報 ・暴風警報	
	・暴風特別警報	
巡視活動から得た情報	・建物の倒壊	
異常現象の通報	・停電の発生	
釧路地方気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し	

b 村の基準値

	基準値(平均風速)
警報	20m/s
注意報	12m/s

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先(TEL)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台	0154-31-5110	・気象に関すること。
釧路総合振興局	0154-43-9144	・災害情報及び被害情報に関すること
危機対策室		・避難対策に関すること

__イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 暴風警報が発表されている状況であり、台風や 温帯低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過 し、暴風による被害が予想されるとき2 巡視活動から、暴風による被害の切迫性がある と判断したとき	巡視活動並びに異常 現象の通報を勘案 し、総合的に決定す る。
【警戒レベル4】 避難指示	1 暴風特別警報が発表されたとき (暴風により避難が困難となる前に発令する) 2 台風や同程度の温帯低気圧が接近、又は上陸の 24時間程度前から特別警報発表の可能性がある 旨、府県気象情報等により周知されたとき 3 巡視活動から、暴風による被害の切迫性がある と判断したとき	巡視活動並びに異常 現象の通報を勘案 し、総合的に決定す る。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 暴風警報又は暴風特別警報 が発表され、かつ、 暴風による被害が発生したとき	巡視活動並びに異常 現象の通報を勘案 し、総合的に決定す る。

(5)暴風雪

ア 避難指示等を判断する情報

(ア)参考にする情報

a 参考にする情報等

種類	参考にする情報等			
気象情報	• 府県気象情報	• 風雪注意報	•暴風雪警報	• 暴風雪特別警報
巡視活動から得た情報	・建物の倒壊			
異常現象の通報	• 交通障害			
	・停電の発生			
釧路地方気象台からの情報	気象の状況、	冷後の見通し		

b 村の基準値

	基準値(平均風速)
警報	18m/s雪による視程障害を伴う
注意報	10m/s雪による視程障害を伴う

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先(TEL)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台	0154-31-5110	・気象に関すること。
釧路総合振興局	0154-43-9144	・災害情報及び被害情報に関すること
危機対策室		・避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
	1 暴風雪警報が発表されている状況であり、急	巡視活動並びに異常
	速に発達した低気圧が夜間から明け方に接近、	現象の通報を勘案
【警戒レベル3】	又は、通過し、暴風雪による被害が予想される	し、総合的に決定す
高齢者等避難	とき	る。
	2 巡視活動から、暴風雪による被害の切迫性が	
	あると判断したとき	
	1 暴風雪特別警報が発表されたとき	巡視活動並びに異常
	(暴風雪により避難が困難となる前に発令す	現象の通報を勘案
	る)	し、総合的に決定す
【警戒レベル4】	2 急速に発達する低気圧が接近、又は上陸の24	る。
避難指示	時間程度前から特別警報発表の可能性がある	
	旨、府県気象情報等により周知されたとき	
	3 巡視活動から、暴風雪による被害の切迫性が	
	あると判断したとき	
	1 暴風雪警報又は暴風雪特別警報 が発表され、	巡視活動並びに異常
【警戒レベル5】	かつ、暴風による被害が発生したとき	現象の通報を勘案
緊急安全確保		し、総合的に決定す
		る。

(6) 大雪

ア 避難指示等を判断する情報

(ア)参考にする情報

a 参考にする情報等

種類	参考にする情報等		
気象情報	・府県気象情報 ・大雪注意報 ・大雪雪警報 ・大雪特別警報		
巡視活動から得た情報	・建物の倒壊・交通障害		
異常現象の通報	・停電の発生		
釧路地方気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し		

b 村の基準値

	基準値	
警報	12時間降雪の深さ40cm	
注意報	12時間降雪の深さ25cm	

(イ)助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先(TEL)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台	0154-31-5110	・気象に関すること
釧路総合振興局	0154-43-9144	・災害情報及び被害情報に関すること
危機対策室		・避難対策に関すること

_ イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
	1 大雪警報が発表されている状況であり、発達し	巡視活動並びに異常
【警戒レベル3】	た低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し	現象の通報を勘案
高齢者等避難	大雪による被害が予想されるとき	し、総合的に決定す
		る。
	1 大雪特別警報が発表されたとき(大雪で避難で	巡視活動並びに異常
【警戒レベル4】	きなくなる前に発令する)	現象の通報を勘案
避難指示	2 巡視活動から、大雪による被害の切迫性がある	し、総合的に決定す
	と判断したとき	る。
	1 大雪特別警報が発表され、かつ、大雪による被	巡視活動並びに異常
【警戒レベル5】	害が発生したとき	現象の通報を勘案
緊急安全確保		し、総合的に決定す
		る。

(7)火山噴火

ア 避難指示等を判断する情報

(ア)参考にする情報(雌阿寒岳)

種 別	名称	対象範囲	(キーワード)	火山活動の 状況	住民等の行動及び 登山者・入山者への対応	想定される現象等 (カッコ内は、過去に 発生した年代・事例等)
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれよ	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難 等が必要。	大噴火が発生し、火砕流が居住地域に到達、多量の軽石や火山灰が 広範囲に堆積。あるいは、大噴火の 発生が切迫している。(約1万3千 年前)
	又は噴火警報	り火口側	4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被 害を及ぼす噴火が発 生すると予想される (可能性が高まって きている)。	警戒が必要な居住地域での 避難の準備、要配慮者の避難 等が必要。	火砕流や積雪期には火砕流に伴う 融雪型火山泥流が居住地域に到達 するような大噴火の発生が予想さ れる。(観測事例なし)
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿い数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下。(約6千年前、約9千年前)・小噴火が発生し、「大きな噴石」が2~3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積。(約400年前、約700年前)・ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1~2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹~山麓に降下。(1959年8月、1956年5月~6月)・地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)の発生が予想される。(観測事例なし)

種別	名称	対象範囲	(キーワード)	火山活動の 状況	住民等の行動及び 登山者・入山者への対応	想定される現象等 (カッコ内は、過去に 発生した年代・事例等)
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及 ぼす(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生 すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	・ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散。(2006年3月21日、1998年11月、1998年11月、1998年11月、1998年11月、1998年11月、2月等、20世紀中に発生したごく小さな噴火の大半)・地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される。(2006年2月18日~20日、3月11日~12日:微小地震多発、微動発生、1999年:ポンマチネシリ96-1火口で急激な温度上昇、1996年8月~9月:微小地震
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火 山活動の状態によっ て、火口内で火山灰 の噴出等が見られる (この範囲に入った 場合には生命に危険 が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立 入規制等	多発、1987年12月:地震増加) 火山活動は静穏、状況により山頂 火口内及び近傍に影響する程度の 噴出の可能性あり。

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

(1) SECTION CONTINUES							
関係機関	連絡先(TEL)	助言を求めることができる事項					
札幌管区気象台	011-611-2421	・火山に関すること					
(地域火山監視・警報センター)							
釧路地方気象台	0154-31-5110	・火山に関すること					
釧路総合振興局	0154-43-9144	・災害情報及び被害情報に関すること					
危機対策室		・避難対策に関すること					

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
緊急避難	突発的な噴火により、災害発生の危険が目前に切迫 している場合、又は噴火による災害が発生し始めた 場合	状況を勘案し総合的 に判断する。
収容避難	事前避難又は緊急避難した場所に危険が生じ、他の 安全な場所へ避難しなければならない場合	状況を勘案し総合的 に判断する。

資料10-9 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成17年1月19日

改正 令和4年8月1日 危対第1021号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成31年3月31日付け消防 広第74号。以下「要請要綱」という。)第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、 北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊、札幌市消防局NBC災害即応部隊、函館市消防本部 NBC災害即応部隊、旭川市消防本部NBC災害即応部隊、北海道土砂・風水害機動支援部隊(以 下「大隊等」という。)の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、 的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2代表消防機関は、札幌市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部旭川市消防本部 及び釧路市消防本部とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 大隊等の編成

(道内地区)

- 第3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。
- 2 各地区の代表消防機関代行は、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2)後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

- 第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
 - (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
 - (3) 北海道から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、代表消防機関、
 - (4) 各消防本部から北海道に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関代行、代表消防機関を経由して行う。
 - (5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク(LASCOM)等を活用するものとする。

(大隊等の編成)

- 第5 北海道の登録隊は、別表第4のとおりとする。
- 2 地震災害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各 消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及 び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行う ものとする。
- 5 大隊は、「北海道大隊」と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関(代表消防機 関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の職員をも って充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって 充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「北海道統合機動部隊」と呼称するものする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「○○地区中隊又は消火中隊等」 と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。以下同 じ。)が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「○○小隊(又は各消防本部の呼出し名称)」 と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から大隊長が指定するものとする。
- 10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「北海道エネルギー・産業 基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、 苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 11 NBC災害即応部隊は、別表第9のとおり編成し、「札幌市消防局NBC災害即応部隊」、「函館市消防本部NBC災害即応部隊」、「旭川市消防本部NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、札幌市消防局の職員を、函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、旭川市消防本部の職員を、返館市消防本部の職員を、旭川市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 12 土砂・風水害機動支援部隊は別表第10のとおり編成し、「北海道土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、土砂・風水害機動支援部隊長は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日付 け消防震第19号。以下「運用要綱」という。)別記様式1のとおりとする。
- 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援 本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 中隊長は、大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

第7 要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、北海道に 属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別 表第11のとおりとする。

(大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

- 第8 別表第11に定める地震等が発生し、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動 に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、北海道及び各消防本部は次のとおり 対応するものとする。
 - (1) 北海道は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第5)のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、北海道に対して事前に計画された隊 (別表第
 - 5)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から大隊又は土砂・風水害機動 支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次の とおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第10)を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第10)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から大隊(NBC災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等)の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表 消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁 に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 消防庁からエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、事前に計画された隊(別表第8) を構成する小隊の属する消防本部に対して速 やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊(別表第8)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 5 北海道は、消防庁から大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、 災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確 認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するもの とする。

(集結場所)

第9 集結場所は、別表第12のとおりとする。

(大隊及び統合機動部隊の出動)

- 第10 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により大隊(又は統合機動部隊)の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、各 消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 統合機動部隊は、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね1時間以内に出動するものとする。
- (2) 各地区の陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に 該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、代表消防機関代行が指定した時間まで に集結場所に集結し、出動するものとする。
- (3) 代表消防機関代行は、別表第12に基づき属する地区の陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、地区構成消防本部、北海道及び代表消防機関に対して連絡するものとする。
- (4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、統合機動部隊及び大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

(その他の部隊の出動)

- 第11 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1によりエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。
- 2 札幌市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により札幌市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 3 函館市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により函館市消防本部NBC災害即応部隊の 出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、 当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 4 旭川市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により旭川市消防本部NBC災害即応部隊の 出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、 当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村(各消防本部)の長に対して 出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた土砂・風水害機動支

援部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

- 第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、北海道に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小 隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各 消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための 態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。
- 6 アクションプランが適用された場合には、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、大隊とともに出動させるものとする。

(大隊等の出動隊数の報告)

- 第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、代表消防機関を通じて北海道に対して要請要綱 別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 2 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により 出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、別紙第2により代表消防機関代 行を経由して北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。
- (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
- (2) 出動隊数、車両及び資機材
- (3) 集結場所到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示 を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

- 第15 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援 部隊長又は地区中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告 するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について北海道に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

- 第16 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び 土砂・風水害機動支援部隊長(以下「大隊長等」という。)は、応援先都道府県又は進出拠点 に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものと する。
- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部 及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 大隊長等又は地区中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- (1) 被災地の被害概要
- (2) 大隊等の活動地域及び任務
- (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

- 第17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。
- (1)被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署 (所)途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、北海道を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第18 被災地へ出動した緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有 ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を活用 し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について、関係機関との情報共有を図ると ともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

- 第19 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名(又は部隊名。以下同じ。)、規模及び保有 資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するも のとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行う ものとする。
- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等(NBC災害即応部隊長は除く。)のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該大隊等に対して必要な指示を行う 等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

- 第20 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮 者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものと する。
 - (1) 災害状況
 - (2)活動方針
 - (3)活動地域及び任務
 - (4) 都道府県大隊本部の設置場所
 - (5) 安全管理に関する体制
 - (6) 使用無線系統
 - (7) 地理及び水利の状況
 - (8) その他活動上必要な事項
- 2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、 統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府 県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとす る。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊 長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

- 第21 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。
- 2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、 安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録(動画及び静止画によるものを含む。)する要員を後方支援小隊から配置するものとする。なお、記録した情報の取扱については、「緊急消防

援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有体制について」(平成29年3月30日付け消防 総第208号、消防広第97号、消防情第107号、消防応第46号)によるものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第13のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するととも に、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方 支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 大隊の保有資機材は、別表第6及び別表第7のとおりとする。

(日報)

第24 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとと もに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第25 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) 大隊等の隊数及び人員数の集計
- (4) 大隊等の活動記録の集約
- (5) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供
- (6) 大隊等に対する災害に関する情報提供
- (7) 必要な資機材等の手配及び提供
- (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- (9)後方支援に係る北海道との調整

(10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

- 第26 後方支援中隊(小隊)は、大隊長又は部隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に 行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1)後方支援本部との連絡
 - (2) 宿営場所の設置及び維持
 - (3)物資の調達及び搬送
 - (4) 車両及び資機材の保守管理
 - (5) 交替要員の搬送
 - (6)活動の記録
 - (7) その他必要な事項

(相互協力)

第27 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

- 第28 大隊長は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了 するものとする。
- 2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
- (1) 大隊の活動概要(時間、場所、隊数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

- 第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。
- 2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

- 第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所)後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告 を行うものとする。
- 2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要 綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

- 第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第4により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。
- 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署(所)後7日以内 に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8章 その他

(指揮支援実施計画)

- 第32 指揮支援隊に係る応援等については、札幌市消防局が別に定めるものとする。
- 2 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(航空部隊の応援等)

第33 航空部隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

(事前準備)

- 第34 各消防本部等は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定 方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- 2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(事故報告)

第35 緊急消防援助隊を編制し、出動から引揚げ開始までの間に発生した事故等の報告は、「緊急消防援助隊事故報告要領について」(令和2年6月8日付け消防広第150号)により対応すること。

附則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附則

- この計画は、平成19年4月2日から施行する。 附 則
- この計画は、平成22年5月6日から施行する。 附 則
- この計画は、平成29年4月12日から施行する。 附 則
- この計画は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この計画は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この計画は、令和4年8月1日から施行する。

別表、別記様式(略)

資料10-10 緊急消防援助隊受援計画

平成17年1月19日 改正 令和4年8月1日 危対第1021号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、函館市消防本部(道西地区)、苫小牧市消防本部(道南地区)、小樽市 消防本部(道央地区)、旭川市消防本部(道北地区)、及び釧路市消防本部(道東地区)とす る。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

- 第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- 2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別紙第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

- 第5 北海道知事(以下「知事」という。)は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援 等要請の判断を行うものとする。
- 2 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び北海道内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-1)。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動が必要な区域や活動内容
- (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であって も、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態である と判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行 う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官 に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために 必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びそ の周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生 ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の 活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 7 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(応援等要請のための市町村長等の連絡)

- 第6 被災地の市町村長は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び北海道の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-2)。
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ち に電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により 連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面に

よる連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-2)。

5 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大 な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとす る。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。
- 2 北海道は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

- 第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
 - (1) 最大震度6弱以上(政令市は5強以上)の地震が発生した場合
 - (2) 大津波警報が発表された場合
 - (3) 噴火警報 (居住区域) が発表された場合
- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、早期に北海道内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速や かに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の 規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置する ものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係 機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設 置するものとする。

- 2 調整本部 (調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターに設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又は知事の委任を受けた者)を もって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長及び北海道に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。なお、被害状況により調整本部に参集する ことができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとす る。
 - (1) 北海道総務部危機対策局危機対策課及び防災航空室の職員
- (2) 代表消防機関及び必要に応じて代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「北海道消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官 に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、北海道災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1)被災状況、北海道が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、北海道内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 北海道内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 北海道災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 北海道災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議 へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

- 14 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。
- 15 その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」によるものとする。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊 の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1)被害状況(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。)の収集に関すること。
- (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援 部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整 の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの 移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消 防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構 築を図るものとする。
- 7 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第3のとおりとする。

(進出拠点)

- 第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担 当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、 NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊(以下、「応援都道府県大隊等」という。)の隊名 及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行 障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとす る。

(活動拠点へリベース)

第12 航空隊の活動拠点へリベースは、別表第6のとおりとする。

(宿営場所)

- 第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第7のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担 当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、 緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、北海道内で活動する指揮支援隊を統括し、北海道災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長(以下「指揮者」という。)は、指揮支援本部 長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の 下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本 部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 10 緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、別紙第5のとおりとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第15 北海道内の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第9のとおりとする。
- 3 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

- 第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長にて情報提供を行う とともに、任務付与するものとする。
 - (1)被害状況
 - (2)活動方針
 - (3)活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7)燃料補給場所
 - (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

- 第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な 資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第11のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第10のとおりとする。

(燃料補給場所)

- 第20 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道 府県大隊等へ連絡するものとする。ただし、現地給油が必要な場合は、被災地市町村等が給 油用タンクローリーの要請を行うものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。
- 4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

(燃料調達要請)

- 第21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時 における石油類燃料の供給等に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結している団体は、「北海道石油業協同 組合連合会」とする。

(重機派遣要請)

- 第22 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議 し、要請するものとする。
- 2 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増 隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

- 第23 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部 と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における各地区内の食料品等調達可能場所は、別表第14のとおりとする。

(増隊要請)

第24 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊 を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第25 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3又は別紙第4のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

- 第26 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。
- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱 別記様式6-2により回答するものとする。

- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により北海道への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第27 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する 意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握 するよう努めるとともに、北海道内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して 部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式 6-7により通知するものとする。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第28 調整本部は、部隊移動を行う場合は、北海道災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道 路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

- 第29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果 等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話に よりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速や かにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

- 第30 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共 有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報 共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツールを 活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

第31 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派 遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備 に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

- 第32 知事は、北海道内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を 策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、 当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、 北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに 北海道に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更 した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第33 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助 隊受援計画を策定するものとする。
- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、北海道が策定する受援計画 及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものと する。

(航空隊の受援計画)

第34 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、北海道緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

- 第35 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した 地図を作成しておくものとする。
 - (1) 広域地図
 - (2) 住宅地図
 - (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
 - (4) 燃料補給場所位置図
 - (5)消防水利位置図
 - (6) 物資等の調達可能場所位置図
 - (7) 救急搬送医療機関位置図

(都道府県の訓練)

第36 都道府県は、原則年1回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等に おいて、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制 の強化を図るものとする。

附則

- この計画は、平成17年1月19日から施行する。 附 則
- この計画は、平成19年4月2日から施行する。 附 則
- この計画は、平成22年5月6日から施行する。 附 則
- この計画は、平成29年4月12日から施行する。 附 則
- この計画は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この計画は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この計画は、令和4年8月1日から施行する。

別表、別図、様式(略)

資料10-11 北海道消防防災へリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の安全かつ効果的 な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災へりの運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)に 定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに 整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防業務

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動 (これらの活動に係る訓練を含む。)をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「防災航空室」という。)が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災へリコプターの共同運航に関する協定」(平成30年1月9日危対第2413号及び道本地(企)第152号)に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

- 2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。
- 3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。
- 4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員(以下「隊員」という。)のうち救急救助員の中から総 務部危機対策局危機対策課防災航空室長(以下「防災航空室長」という。)が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

- 第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。
- 2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。
- 3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するもの とする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監(以下「総括管理者」という。)が行う。

(運航責任者)

- 第7条 防災航空室に運航責任者を置く。
- 2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。
- 3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。
- 4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

- 第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。
- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。
- 3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するととも に、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災へりの運航、航空消防活動の実施、航空 消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこ と。
- (2) 飛行計画を承認すること。
- (3) 防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと(北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。)。
- (4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。
- (5) その他防災ヘリの運航の安全に関すること。
- 4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災へりに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する操縦士がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

- 第9条 防災航空室に安全担当者を置く。
- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。
- 3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災へりを安全に運航するために必要な情報の収集 及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制)

- 第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定 するものとする。
- 2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。
- 3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定する ものとする。

(機長の責任と権限)

- 第11条 機長(機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。)は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。
- 2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者(以下「搭乗者」という。)に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。
- 3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

- 第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に 指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災 ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。
- 2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。
- 3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行 され、 当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

- 第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。
- 2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。
- 3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。
- 4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細 に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。
- 5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。
- 6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消

防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。 (機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

- 第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び 地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮 し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。
- 2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

- 第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。
- 2 運航計画は、北海道消防防災へリコプター年間運航計画(様式第1号)及び北海道消防防災へ リコプター月間運航計画(様式第2号)により定めるものとする。

(運航範囲)

- 第17条 防災へりは、次に掲げる活動で、防災へりの特性を十分に活用することができ、かつ、その 必要性が認められる場合に運航するものとする。
 - (1) 災害応急対策活動
 - (2) 救急活動
 - (3) 救助活動
 - (4) 火災防御活動
 - (5) 広域航空消防防災応援活動
 - (6) 災害予防活動
 - (7) 自隊訓練
 - (8) その他総括管理者が必要と認める活動
- 2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

- 第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」という。)は、緊急運航以 外の運航(以下「通常運航」という。)に優先する。
- 2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長 及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。
- 3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書(様式第3号)を、緊急 運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書(様式第4号)を作成し、速やかに運航責任者 に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及 び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努 めるものとする。

第5章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

- 第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。
- 2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。
- 3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。
- 4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

(整備責任者)

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものと する。
- 3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、 駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第23条 防災航空室に検査員を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。
- 4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第24条 防災航空室に機付長を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長 に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。
- 4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第6章 使用手続

(使用予定表)

第25条 防災へりの使用(緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。)を 予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災へりの使用予定について消防防災へリコプ ター使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用 月の使用予定について、消防防災へリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者 に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

- 第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と 認めるときは、その使用を承認するものとする。
- 2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災へリコプター使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

第7章 安全管理等

(安全管理)

- 第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏ま え、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さ なければならない。
- 2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
- 3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

- 第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1)機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
 - (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
 - (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
 - (4)機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
 - (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第8章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに 教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。 2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、 必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

- 第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。
 - (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
 - (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に 活用する措置(CRM)を円滑に実施するための訓練
 - (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、 養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

- 第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前 条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練 等基本計画を作成するものとする。
 - (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
 - (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた 教育訓練等実施計画を作成するものとする。
- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2)年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

(捜索及び救護体制の確立)

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

- 第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。
- 2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災へリの故障等に関する

情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防 庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知 事に報告しなければならない。

第10章 雑則

(記録及び保存)

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災活動に関する記録を整理、保 存しておかなければならない。

(その他)

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料10-12 北海道消防防災へリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災へリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災 ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての 必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

- 第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。
 - (1) 依頼病院等
 - ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。) に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
 - イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下 「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法 は、アの例によるものとする。
 - ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、 その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、 その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

- イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関 の確保を行うものとする。
- ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自 動車の手配を行うものとする。
- エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その 内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

- ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災へリコプターの出動準備を開始するものとする。
- イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について 判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその 旨を連絡するものとする。
- ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町 村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

- 10 条例・要綱・要領等 / 資料10-12 北海道消防防災へリコプターによる救急患者の緊急 搬送手続要領
- 第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。
- 2 航空室は、消防防災へリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機 の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものと する。

附則

- この要領は、平成8年7月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。

資料10-13 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン

(平成12年2月7日付け総務省消防庁救急救助課長発出・消防救第21号より)

第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の1~3のいずれかに該当する場合には、消防・防災へリコプターの保有機関は、その保有 する消防・防災へリコプターを出動させ、救急業務にあたらせるものとする。

- 1. 事故等の目撃者等から(1)のいずれかの症例等の119番通報を受信した指令課(室)員が、
 - (2) に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合
 - (1) 症例等
 - ① 自動車事故
 - イ. 自動車からの放出
 - ロ. 同乗者の死亡
 - ハ. 自動車の横転
 - ニ. 車が概ね50cm以上つぶれた事故
 - ホ. 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
 - へ. 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故
 - ② オートバイ事故
 - イ. 時速35km程度以上で衝突した事故
 - ロ. ライダーがオートバイから放り出された事故
 - ③ 転落事故
 - イ. 3階以上の高さからの転落
 - ロ. 山間部での滑落
 - ④ 窒息事故
 - イ. 溺水
 - ロ. 生き埋め
 - ⑤ 列車衝突事故
 - ⑥ 航空機墜落事故
 - ⑦ 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)
 - ⑧ 重症が疑われる中毒事件
 - ⑨ バイタルサイン
 - イ. 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
 - ロ. 脈拍が弱く、かすかにしか触れない、全く脈がないこと
 - ハ. 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く浅い呼吸をしていること、呼吸停止
 - 二. 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと
 - ① 外傷
 - イ. 頭部、頚部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血

- ロ. 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断
- ハ. 麻痺を伴う肢の外傷
- 二. 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)
- ホ. 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)
- へ. 意識障害を伴う外傷

① 疾病

- イ. けいれん発作
- ロ. 不穏状態(酔っぱらいのように暴れる状態)
- ハ. 新たな四肢麻痺の出現
- 二. 強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)

(2) 地理的条件

- ① 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲(救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。)内であること
- ② ①には該当しないが、諸般の事情(地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等)により、ヘリコプターを搬送すると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること
- 2.1に該当しない場合であっても事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると 救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合
- 3. 現場の救急隊員から要請がある場合
- 第二 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災へリコプターを保有しない消防機関は、第一の1~3のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊(消防・防災へリコプター保有機関)に消防・防災へリコプターの出動を要請するものとする。

資料10-14 ドクターヘリ要請基準

- 1. 出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
- 2. 意識消失 (疼痛刺激でも覚醒しない)
- 3. ショック (血圧低下、脈拍上昇)
- 4. 心臓、肺の激痛(胸痛)
- 5. 痙攣
- 6. 事故で閉じ込められ救出を要するような場合、高所からの墜落
- 7. はっきり重症とわかる患者、又は負傷者が2名以上いる場合
 - 例) 損傷により体腔が開放になっている。(頭蓋骨、胸腔、腹腔)、大腿骨骨折、骨盤骨折、脊椎骨折、胸郭の骨折、開放骨折すべて、銃創、刺創、殴打など
- 8. 重症出血(創部、消化管、生殖器)
- 9. 中毒
- 10. 熱傷
- 11. 電擊症、落雷
- 12. 溺水
- 13. 歩行者が車等により時速35km以上の速度でぶつけられた場合、又は3m以上はねられた場合
- 14. その他生命に関わると疑う理由があるとき
- (注)本要請基準による消防機関の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターヘリが帰投する場合があっても、要請した消防機関に対し何ら責任を求めるものではない。本格的治療の開始時間を短縮する目的のため、少しでも条件を満たすと思われる場合には出動要請が行われることが必要である。

資料10-15 被災宅地危険度判定実施要綱

平成29年7月21日 改正被災宅地危険度判定連絡協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - 一 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び 危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及 ぼすおそれのある土地をいう。
 - 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点 から危険度を分類することをいう。
 - 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置 する組織をいう。
 - 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の責任体制等)

- 第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。
- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び 都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議する ものとする。

(連絡支援体制等)

- 第4条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。
- 2 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範

囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。) に宅地判定士の派遣を要請するものとする。

- 3 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
- 4 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

(都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等)

- 第4条の2 都道府県は、前条第1項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難 な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。
- 2 国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度 判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つこ となく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる ものとする。
- 3 国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地 擁壁技術協会(以下「宅地擁壁技術協会」という。)に対して協力を要請することができる。
- 4 都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

(判定結果の表示等)

第5条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する 等、必要な措置を講じるものとする。

(被災宅地危険度判定士)

- 第6条 都道府県知事及び都市再生機構理事長(以下「都道府県知事等」という。)は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル(以下「実施マニュアル」という。)に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。
- 2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会(以下「講習会」という。)を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類(以下「申請書等」という。)を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は 勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとす る。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当 する者
- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者
- 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者
- 3 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被 災宅地危険度判定士登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 4 都道府県知事等は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
- 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日(前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日)から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
- 6 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

(宅地判定士登録の更新)

- 第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による 危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習 会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有す ると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新 申請書及び現に有効な登録証(以下「更新申請書等」という。)を提出することにより、登録 を更新することができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第6条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

(宅地判定士名簿)

第8条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿(以下「名簿」という。)に記載しなければならない。

(名簿記載事項の変更)

第9条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第3項に該当する場合 を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証(以下「届出書等」とい

- う。) を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。
- 3 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

- 4 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第8条に準じその内容により名簿 の記載を訂正するとともに変更前の登録を行なっていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載 事項を変更した登録証を、届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、第6条第2項第3号及び第4号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地 判定士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは 宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

(登録証の再交付)

- 第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅 地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録 証の交付を受けることができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。
- 3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録 証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知 事へ届け出なければならない。

(講習会)

第11条 都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、 危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

(宅地判定士の災害補償)

- 第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に 起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。
- 2 前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

(判定調整員)

- 第13条 都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正 に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員(以下「判定調整員」と いう。)として認定するものとする。
- 2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。
- 3 都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

(被災宅地危険度判定地域連絡協議会)

第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を 円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものと する。

(都道府県実施要綱等)

- 第15条 この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。
- 2 都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、 都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに 実施要綱を定めるものとする。

(雑則)

- 第16条 都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定 の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。
- 2 協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、平成15年3月31日までに前項の体制を整備しなくてはならない。
- 4 第2項に定める間、第6条第2項の申請書等及び第7条第1項の更新申請書等並びに第9条

第3項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。

- 5 第2項に定める間、第6条第3項及び第7条第2項並びに第9条第4項の「都道府県知事等」 を「協議会会長」に、第9条第4項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した 都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 協議会会長は、前項の読み替えにより第6条及び第7条の登録を行った場合には、第8条に 準じ記載した名簿を、次項又は第7項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。
- 7 第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第2項の期間終了後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。
- 8 前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都 道府県を前項により指定したものとみなす。
- 9 前二項にかかわらず、第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者 が都市基盤整備公団の職員である場合には、第7項の指定の有無にかかわらず、同項により都 市基盤整備公団を指定したものと見なす。
- 10 第2項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第7項又は第8項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。
- 11 都道府県知事等は、第2項の期間中、第6条第2項第3号及び第4号並びに第6条第4項の 規定による認定を行うことができないものとする。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成11年6月3日から施行する。
- 2 都市基盤整備公団の職員であって、平成11年6月3日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第7項により指定を行い登録されたものと見なす。
- 3 前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな 登録証を交付するものとする。

附則

この改正による新たな要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成16年10月5日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、原則として平成18年3月31日までに前項の体制を整備しなければならない。

附則

この改正による新たな要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附則

- この改正による新たな要綱は、平成21年8月21日から施行する。 附 則
- この改正による新たな要綱は、平成29年7月21日から施行する。

資料10-16 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画(地震防災計画編)」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定(以下、「判定」という。)

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長(市町村長)は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部(以下、「実施本部」という。)の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長(第 5第1項参照)に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。
- 2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危 険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター(以下「応急危険度判定士等」という。)の支援 を要請することができる。
- 4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」(以下、「実施本部業務マニュアル」という。) による。

第5 支援地方本部の設置と役割

1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は(総合)振興局長が必要と判断 したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部(以下「支援地方本部」 という。)を設置するものとする。

- 2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、(総合)振興局支援実施計画の作成及 び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に 応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
- (1) 支援本部長に対する第一次派遣の要請(第6第3項(1)参照)
- (2) 管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
 - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会(以下「地区協議会」という。)の会員である建築関係団体(以下「地域建築関係団体」という。)に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請。
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務 マニュアル」(以下「支援地方本部業務マニュアル」)による。

第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。)を設置するものとする。
- 2 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、 同本部の下に応急危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。)を設置するものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に 応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
- (1)「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登載 の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請
- (2)被災していない(総合)振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
- (3) 北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会(以下「全道連絡協議会」という。)の会員である建築関係団体(以下「全道建築関係団体」という。)に対する会員判定士の参集についての協力要請。
- (4) 全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請。
- (5) 道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する 支援要請。
- 4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」(以下「支援本部業務マニュアル」という。)による。

第7 支援地方本部を設置しない(総合)振興局の役割

支援地方本部を設置しない(総合)振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定 士の派遣等について支援するものとする。

第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、 会員判定士の参集について協力するものとする。

第10 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「全国協議会」という。)が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等 を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一 連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災築物応急危険度判定マニュアル」による。

第13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

第14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第15 判定資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所 への備蓄に努めるものとする。
- (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
- (2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等
- (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

- 1 道は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都 府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部(以下「応 援本部」という。)を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行 うものとする。
- 2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な 支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第19 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附則

- この要綱は、平成11年3月24日から施行する 附 則
- この要綱は、平成18年2月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

11 協定

資料11-1 協定一覧

(令和5年9月現在)

番		 締結先	統 姓ロ	協定名	定名 協定内容 対象災害		
号			締結日	·			
1	鶴居村	株式会社佐々木建設	平成18年1月26日	災害時における鶴居 村所管施設の災害応 急業務に関する協定	村所管施設の応急措 置に必要な資機材、 労力の提供	地震、豪雨、大規模な事故等による災害	
2	鶴居村	北海道ペプシ コーラ販売株 式会社釧路支 店	平成20年5月1日	災害時における救援 物資提供に関する覚 書	災害時における自販 機を利用した救援物 資の提供	震度5弱以上 の地震、同等以 上の天災(要災 害対策本部設 置)	
3	鶴居村	鶴居郵便局	平成20年6月16日	災害発生時における 鶴居郵便局と鶴居村 の協力に関する協定	災害時における広報 活動、避難者リスト 等の情報提供、車両 の提供	地震その他に よる災害(災害 対策基本法第 2条第1号に 定める災害)	
4	鶴居村	釧路市、更別村、小清水町、 興部町	平成20年8月1日	日本水道協会北海道 地方支部道東地区協 議会災害時相互応援 に関する協定	給水能力回復のため に必要な資機材、労力の提供(応急給水、 応急復旧、資材の供 出、業者あっせん)	地震、異常渇水 等の水道災害	
5	鶴居村	北海道コカ・コ ーラボトリン グ株式会社	平成21年6月16日	災害対応型自動販売 機による協働事業に 関する協定	災害時における自販機を利用した救援物資の提供 自販機の電光掲示板による情報提供	災害対策本部 設置	

番号		締結先	締結日	協定名	協定内容	対象災害
6	鶴居村	北海道エルピ ーガス災害対 策協議会	平成22年9月29日	災害等の発生時における鶴居村と北海道 エルピーガス災害対 策協議会の応急・復旧 活動の支援に関する協定	LPガスの被害・復旧状況の情報提供、応急措置・復旧工事、避難場所へのLPガス供給、簡易コンロの手配、LPガス設備の撤去等の安全対策	災害対策基本 法第2条第1 号に定める災 害等
7	鶴居村	北電工業株式 会社、北海道建 設機械リース 業協会釧路支 部	平成23年8月10日	災害時における鶴居 村所管施設等の災害 応急業務に関する協 定	村所管施設の応急措 置に必要な資機材、 労力の提供	地震、豪雨、大 規模な事故等 による災害
8	鶴居村	一般財団法人 北海道電気保 安協会	平成25年8月22日	災害時協力協定書	公共施設の電力復旧 のために必要な調査 等 公共施設の電力復旧 工事の監督、指導及 び検査	台風、地震等の 自然災害 大規模停電、大 規模火災・爆発 等の重大事故
9	鶴居村	鶴居村建設業協会	平成26年10月9日	災害時応急活動等の 協力に関する業務基 本協定	災害発生被害が予想 される場合の未然防 止及び災害が発生し た場合の応急措置に 係る活動	大地震、火災、 暴風雨、大雪及 び大規模交通 事故等
10	鶴居村	鶴居村猟友会	平成26年10月10日	行方不明者の捜索及 び救急救助活動等の 協力に関する協定	鶴居村内における行 方不明者の捜索及び 救急救助活動等が発 生した場合の要救助 者及び救助者の安全 確保に係る活動等	行方不明者の 捜索及び救急 救助活動等の 発生
11	鶴居村	釧根トラック 協会	平成26年10月11日	緊急時における輸送 業務に関する協定	緊急時における物資 の輸送	地震、風水害、 その他大規模 災害時

番号		締結先	締結日	協定名	協定内容	対象災害
12	鶴居村	大塚製薬株式会社札幌支店	令和4年1月22日	鶴居村と大塚製薬株 式会社との包括連携 協定	避難所等への飲料水 の提供 避難者への健康アド バイス	地震、風水害、 その他大規模 災害時
13	鶴居村	釧路信用金庫	令和3年11月17日	鶴居村と釧路信用金庫との包括連携および協力に関する協定	災害対策支援に関すること	地震、風水害、 その他大規模 災害時
14	鶴居村	北海道電力株式会社北海道電力ネットでは、北海道では、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水	令和4年3月31日	・大規模災害時における 基本協定 ・大規模災害時における 基本協定 ・大規模災害時における樹木・電力設備を支援を を対して、大規模の重要を ・大規模の通力を ・大規模の通力を ・大道路の電力を となる電力を となる作業に となる作業に を を となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となる作業に となるに となるに となるに となるに となるに となるに となるに となる	大規模災害時の電力 復旧係る樹木、土砂、 電力設備等の除去に 関すること 情報連絡員の派遣 停電情報の提供	地震、風水害、 その他大規模 災害時
15	北海道	一般社団法人 全日本冠婚葬 祭互助協会	平成17年11月1日	災害時における葬祭 用品の供給に関する 協定	葬祭用品の供給	災害
16	北海道	一般社団法人 全国霊柩自動 車協会	平成18年6月23日	災害時の遺体搬送等 に関する協定	遺体の搬送	災害救助法の 適用

番号		締結先	締結日	協定名	協定内容	対象災害
17	北海道	北海道農政事務所	平成18年10月3日	災害救助用米穀等引 渡協定	米穀、乾パン、乾燥 米飯の引渡し	災害救助法の 適用
18	北海道 (鶴居 村)	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成18年12月22日	災害時における飲料 の供給等防災に関す る協力協定	飲料の供給 現地対策本部用地と しての敷地提供 一時避難場所として 敷地・倉庫提供 災害対応型自販機内 在庫飲料提供	地震、風水害そ の他大規模災 害
19	北海道 (鶴居 村)	株式会社セイコーマート	平成18年12月22日	災害時における物資 の供給等防災に関す る協力協定	物資の供給 災害時支援ステーション 災害情報を店舗に提 供 営業の早期再開など	地震、風水害その他大規模災害
20	北海道	株式会社ローソン	平成20年2月21日	災害時における物資 の供給に関する協定	物資の供給(食料品・ 飲料水・日用品その 他)	地震、風水害そ の他大規模災 害
21	北海道	NPO法人日本レスキュー協会	平成20年4月16日	災害時における災害 救助犬の出動に関す る協定	災害救助犬の出動	地震、風水害そ の他大規模災 害
22	北海道	北海道石油業協同組合連合会	平成23年12月26日	災害時における石油 類燃料の供給等に関 する協定	緊急車両等への石油 類の優先給油 避難所・医療機関等 への石油類の優先提 供 一時休憩所として給 油所を提供 帰宅困難者への情報 提供	地震、風水害その他大規模災害

番号		締結先締結日		協定名	協定内容	対象災害
23	北海道	全日空空輸株式会社	平成25年3月29日	災害時等における航 空機による緊急輸送 業務の協力に関する 協定	離島等から住民等避 難のための輸送 被災地の支援要員、 救援物資等の輸送	地震、風水害そ の他大規模災 害
24	北 町 (省 居 村)	北海道	平成20年6月10日	災害時等における北 海道及び市町村相互 の応援に関する協定	食料・飲料水・生活 必需物資等の提供・ あつせん 被災者の救出、医療 及び防疫、施設の資 急措置に必要な後 材・物資の提供・ あっせん 車両の提供・ あっせん 職員の収容施設の提 供・あっせん	災害

12 水防に関する資料

資料12-1 水防倉庫及び水防資機材

	責任者		鶴居村	
資材	名称	単位	鶴居消防署	計
			倉庫	
	空俵	枚		
土	かます	11		
土のう等	土のう	11	1, 520	1,520
等	土俵	11		
	ビニール袋	11		
丸太	$(1 \text{ m} \sim 2 \text{ m})$	本		
縄		巻		
むしろ)	枚		
鉄線		m		
掛矢		丁	5	5
のこ		11	5	5
おの		11	3	3
スコッ	プ	11	44	44
かま		11		
つるに	tl	"		
しの		11		
照明灯	T	組	14	14
鉄線切		丁		
くわ		11		
ペンチ	=	11		
ボート		挺	1	1

資料12-2 水防工法

1 土俵の作成

用途 各種工法の積土俵・おもり土俵及び詰土俵

作り方 (1) 麻土俵の作成

約40kg(ショベル $10\sim13$ 杯)土を締めながら入れ口締めをする。麻袋が大きい場合は $1\sim2$ 個所網で十分締め胴締めをする。

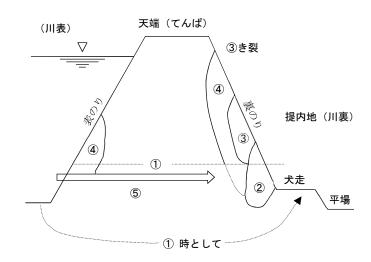
(2) かます土俵の作成

土を各部均等に入れたのち入口を巻いて1~2箇所胴締めをする。

2 河川堤防の破提と水防工法

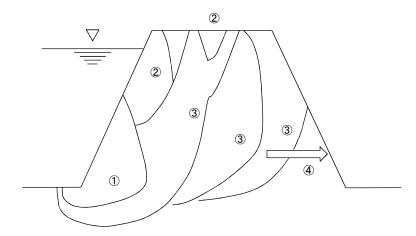
破堤の原因と過程

- (1) 越水(溢水) (積土俵・じやかご積み等)
- (2)漏水 (滲漏) (莚 (ビニールシート)張り・月の輪等)

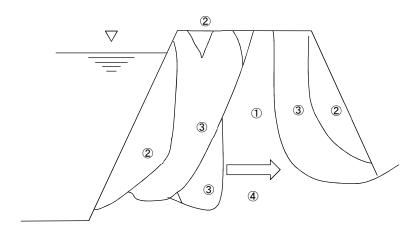


- ① のり尻あるいは提内地に水が噴出又は湧出する。
- ② 漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。
- ③ 提体は軟弱となり、のりくずれ、あるいはき裂を生ずる。
- ④ のりくずれが続き、洗堀も生じかつ漏水孔も拡大する。
- ⑤ 通常漏水孔は一挙に吹き出し破堤する。
 - ※ 裏のり全体から水がしみ出ている場合は、一挙に破堤することは少なく、漏水口を生じて上記の過程を経ることが多い。

(3) 洗堀 - (木流し、三基枠等)



- ① 土砂等を含んだ激流がのり面及びその基部を洗堀する。護岸がはく離されると洗堀は促進される。
- ② のりくずれ・き裂を生ずる。
- ③ しだいに表のりの洗堀のりくずれが増大し、堤防の断面積は小さくなる。
- ④ 漏水を生じ破堤するか、水圧に抗しきれないで押し流される。
- (4) のりくずれ (五徳縫い・抗打ち積土俵・土俵羽口等)



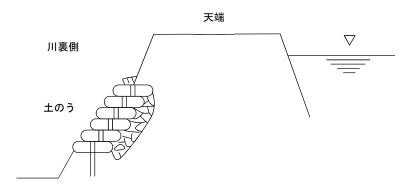
- ① 長期間の高水位により提体が飽水状態となると、土の摩擦力が減少する。
- ② き裂あるいはのりくずれを生じ、のり面はすべり落ちる。
- ③ のりくずれ洗堀が続き、提体の断面積は逐次減少する。
- ④ 提体が水圧に抗しきれないようになるか、あるいは漏水等の作用で破提する。
- (5) き裂 (折り返し・抗打ちつなぎ等)

3 河川堤防の水防工法

(1) 土俵羽口

目地 裏のり崩懐補強(減水したのち洗堀された表のりの補強にも可)

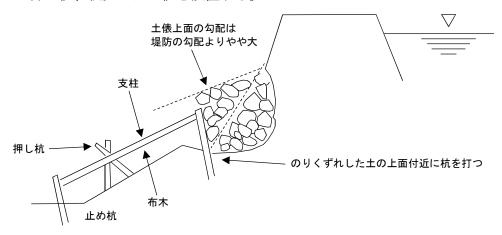
作成法 底部をおおむね水平にならし、土俵を小口並びに一層積んで杭を打ち安定をはかる。 土俵の間隔と裏には土を入れよく固める。2段目から同じ要領で原形ののり面に添 う様に積み上げる。



(2) 杭打積土俵

目的 川裏法・崩壊防止

作成法 のり先に土俵を長手に積み上げその支え、長さ2.5m内外の杭を0.6m毎芯々に打込み、一部に布木を結びつけこれに支柱を数m毎、設置し転倒を防止する。支柱の中間に押え杭、根元には止杭を設置する。

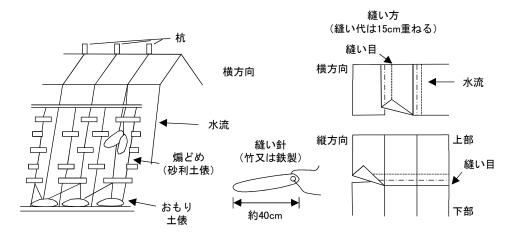


(3) 莚(ビニールシート) 張り

目的 川表のり面崩壊及び透水防止

(のみ口が確認出来るとき、確認されたのみ口が直接閉塞出来ないとき、漏水を防止する。畳でも可)

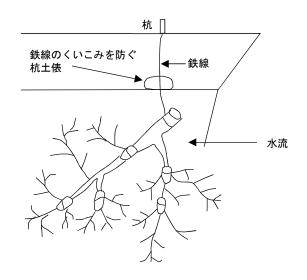
作成法 幅3枚、長さはのり尻までの莚を縫い合せ、横に約50cm間隔にあらし竹(代用可) を縫い付け、おもり土俵を最下端に莚1枚に1俵の割で取付けこれを芯にして簣の子 巻とし、天端から網により徐々に垂れおろし煽どめの土俵をのせて固定する。



(4) 木流し

目的 急流部流速を緩和し洗堀予防、川表法面、崩壊の拡大防止に用いる。

作成法 樹木を根本から切り、枝におもり土俵(又は石俵)を付け、根本は鉄線で縛りその 一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。



(5) 三基枠

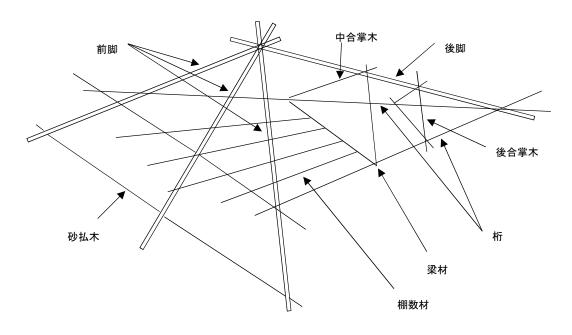
目的 流水の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止

作成法 ア 前脚と桁・後脚の結束(前脚と桁は直角)

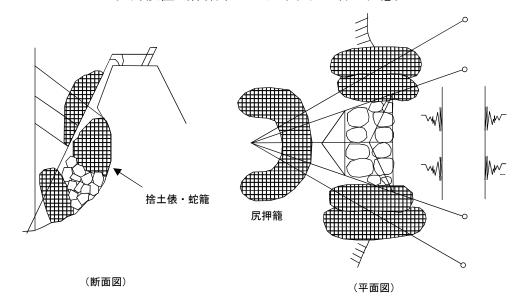
イ 中合掌木の結束(結束は鉄線により十字結び・斜め結び)

ウ砂払木の結束

エ 棚数材の結束



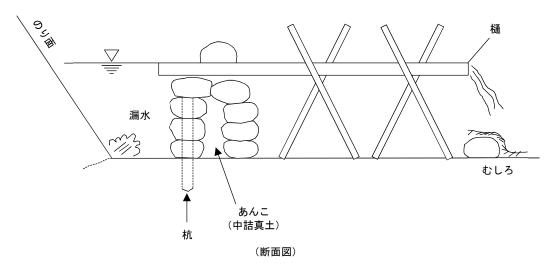
人力設置 (作業中ののりくずれに特に注意)

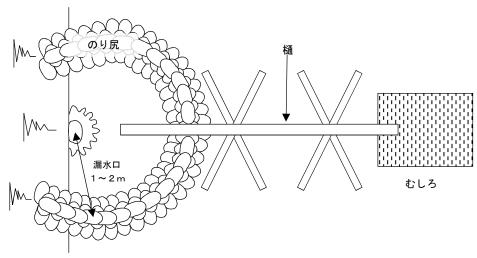


(6) 月の輪

目的 川裏の漏水を、土俵堤を築造して漏水圧を弱める。

作成法 漏水口の周囲に土俵を半月状(半径1.2m~2.0m)に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路等に放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度とする。土俵堤の安定をよしとするため柱を打つ。透水は樋を作り土俵堤から放水させ流水口には莚をあて洗掘を防ぐ。





(平面図)

資料12-3 水防工法一覧表

原	因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
		積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを	一般河川	土のう、防水シート、
			数段積み上げる		鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端 (天端) にくいを打	都市周辺河川(土の	鋼製支柱、軽量鋼板
			ちせき板をたてる	うの入手困難)	
		蛇かご積み工	堤防の上端 (天端) に土のうの	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防
7.	K jš		代わりに蛇かごを置く		水シート
1 \$	ð.	水マット工	堤防の上端 (天端) にビニロン	都市周辺河川(土の	既製水のう、ポンプ、
1	î 1 3	(連絡水	帆布製水マットを置く	う、板など入手困難)	鉄パイプ
		のう工)			
走 ス	並大	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり	あまり高くない堤体	むしろ、半割竹、防水
	_		面)をむしろで被覆する	の固い箇所	シート、鉄筋ピン、軽
					量鉄パイプ、土のう
					土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり	都市周辺河川(むし	土のう、防水シート、
			面)を防水シートで被覆する	ろ、竹の入手困難)	鉄筋棒、ビニールパ
					イプ
		釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏の	一般河川	土のう、防水シート、
		(釜築き、	り) 先平地に円形に積み、土俵		鉄筋棒、ビニールパ
		釜止め)	にする		イプ
		水マット式	裏小段、居住側堤防斜面(裏の	都市周辺河川(土砂、	既製水のうポンプ、
		釜段工	り) 先平地にビニロン帆布製中	土のうの入手困難)	鉄パイプ
			空円形水マットを積み上げる		
	居	鉄板式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏の	都市周辺河川(土砂、	鉄板、土のう、パイ
	住側	(簡易釜段工)	り)先平地に鉄板を円筒形に組	土のうの入手困難)	プ、鉄パイプぐい
漏			み立てる		
水	川 裏	月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部に	一般河川	土のう、防水シート、
	対		よりかかり半円形に積み土俵		パイプ、鉄筋棒
	策		する		
		水マット	裏小段、居住側堤防斜面(裏の	都市周辺河川(土砂、	既製水のう、くい、土
		月の輪工	り) 先にかかるようにビニロン	土のうの入手困難)	のう、ビニロンパイ
			帆布製水のうを組み立てる		プ

原	.因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材現在
漏	居住側(たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり) 先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
水	川裏) 対策	導水むしろ 居住側堤防斜面(裏のり)、犬走 -		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	防水シート、丸太、竹
		詰め土のう工	川側堤防斜面 (川表のり面) の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物の あるところ、水深の 浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐ い
	川側	むしろ張り工	川側 (川表) の漏水面にむしろ を張る	一般河川 (水深の浅 い所)	むしろ、竹、土のう、 竹ピン
漏水	(川表)	継ぎむしろ 張り工	川側 (川表) の漏水面に継ぎむ しろを張る	一般河川(漏水面の 広い所)	むしろ、なわ、くい、 ロープ、竹、土のう
	対策	シート張り工	川側 (川表) の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイ プ、くい、ロープ、土 のう
		たたみ張り工	川側 (川表) の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅 いところ)	土俵の代わりに土の う
		むしろ張り工、 継ぎむしろ張り 工、シート張り 工、たたみ張り 工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
沙地	架 屈	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけ て流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロー プ、鉄線、くい
	1 (先屈)	立てかご工	川側堤防斜面 (表のり面) に蛇 かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面 (表のり面) 決壊 箇所に土のう又は大きな石を 投入する	急流河川	土のう、石異形コン クリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうを つけて、堤防斜面(のり面)を 被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土 のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥 脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご

原	因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材現在
泛出	-	集きまわし工 堤防の川側(表)が決壊したる き、断面の不足を居住側堤防約面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる		凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わ ら、かや、土のう
	上端(天	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで 両肩付近に竹をさし折り曲げ て連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	八端)	くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにく いを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
き裂	上端 (天端) ~	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側 堤防斜面(裏のり)にかけて生 じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロ ープ、鉄線
	居住側堤防斜面(裏のり)	継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側 堤防斜面(裏のり)にかけて生 じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土の
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わり に鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土 のう
		五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄 線、土のう
居住側堤防斜		五徳縫い工 (くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)の き裂をはさんでくいを打ちロ ープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土の う、丸太
堤防斜面(裏のり)	き裂	竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)の き裂が浅いとき、堤防斜面(の り面)がすべらないように竹を さす	粘土質堤防	竹、土のう
)崩壊		力ぐい打ちエ	居住側堤防斜面(裏のり) 先付 近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)に ひし形状にくいを打ち、竹又は 鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土の う

原	.因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
		立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、
		 	蛇かごを立て被覆する 居住側堤防斜面(裏のり面)に	砂質堤防	くい、そだくい、布木、鉄線、土
居		土のう工	くいを打ち込み、中詰めに土の	N A CO	のう
居住側			うを入れる		
側堤防斜面		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
斜	出		土のうを小口に積み上げる		
画 (裏	崩壊	つなぎくい	居住側堤防斜面(裏のり面)に	一般堤防	くい、土のう、布木、
0		打ち工	くいを数列打ちこれを連結し		鉄線、土砂
9			て中詰めに土のうを入れる		
崩壊		さくかき詰め	つなぎくい打ちとほぼ同じで	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、
130		土のう工	さくを作る		土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)に	一般堤防	くい、さく材、布木、
			くい打ちさくを作り中詰め土		土のう
			のうを入れる		
ز	ک	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木	一般河川	長尺竹、とび口
0	う 也		の除去		
	15	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

資料12-4 水防立入検査証

(表)

第 号

水防立入検査員証

所属

職名

氏名

上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。

年 月 日

鶴居村長印

(裏)

水防法 (抜粋)

- 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水 防計画を作成するために必要があると認 めるときは、関係者に対して資料の提出を 命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員 若しくは消防機関に属する者をして必要 な土地に立ち入らせることができる。
- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又 は消防機関に属する者は、前項の規定によ り必要な土地に立ち入る場合においては、 その身分を示す証票を携帯し、関係人の請 求があったときは、これを提示しなければ ならない。

縦9センチメートル 横6センチメートル

資料12-5 公用負担権限委任証

第

公用負担権限委任証

住 所 名 氏

上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。

年 月 日

委任者 氏名

(縦 9 cm 横 6 cm)

印

資料12-6 公用負担命令票

第 号

公用負担命令票

住所氏名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

- 1 目的物
 - (1) 所在地
 - (2)名称
 - (3)種 類(又は内容)
 - (4)数量
- 2 負担内容

(使用・収容・処分等について詳記すること)

平成 年 月 日

命令者 職 氏名 印

(日本工業規格A4版)

資料12-7 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

								作成貝仕有			
出水	の										
状	況										
水	防										
実 施 箇	所										
日	時										
出	動		水區	方団員	Į.	消防	5団員		その他		合計
人	員				人		,	<u>ا</u>		人	人
水 防 作の 概	業況	箇 所						m			
及び工	法		工	法	â						
水防			堤隊	方	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
の	効	果		m	m²	m²	戸	m	m	人	
結 果	被	害		m	m²	m²	戸	m	m	人	
	カゝ	ます	- 、	俵				居住	者の		
	万	年 、	土	俵				出動	状 況		
使 用	な			わ				水防関	係者の		
資 機	丸			太				死	傷		
材	そ	T))	他					i. /-		
									水位		
								の x	犬 況		
水防治関する自備											

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

資料12-8 水防報告様式例

○年台風○号における水防活動

(北海道○○村消防団・○年○月○日~○日)

○概要

○○村消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○○部隊○○名が出動。村内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で得越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
_ / /_		・土のう積み(300袋)
0/0~0/0	○名	・避難誘導(20世帯)
約12時間		・排水作業 (3件)

水防活動

または

被害状況写真

○○川左岸 (○○地先)

堤防巡視

水防活動

または

被害状況写真

○○川右岸 (○○地先)

月の輪工

水防活動または

被害状況写真

○○川左岸(○○地先)

積み土のう工

水防活動

または

被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所

地図

様式

様式 1 気象通報受理簿 (兼送信票)

気象通報受理簿 (兼送信票)

決	村	長	副村長	課	長	主担当	j	副担当	合	議	
裁											
発信	日時	年	月	日	午前午後	F	诗	分	電話・電報・I その他(P告知)	連絡
発/	言者							受信者			印
予警種	発報の類						***	発表時刻	時 発表機関		分
_											
受											
理											
											
事											
項											
処											
理											
方											
法											

様式2 避難所収容台帳

/ \n+ ++/4 一广		•	١
	•		١
(避難所			1

管理	2				物資使用	状況	=1 = 5	/# */
認	印	月	日	収容人員	品名	数量	記事	備考
計	(日月	間)					

- 注)1.「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事」欄に記入すること。
 - 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 - 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式3 避難所設置及び収容状況

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
-	+	既存建物					
Ē	il	野外仮設					

- 注) 1.「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 - 2. 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

様式4 物資受払簿

救助種目別物資受払簿

救助種	11月別	
品	名	

品		目			単位				
年	月	日	摘	要	受	払	残	備	考
計			道調達分						
āl			村調達分						

- 注) 1.「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 - 2.「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 - 3. 最終行欄に、道からの受入分及び村調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

様式5 指定避難所の必要設備・備品の調達及び管理の要領

<u>項</u>	<u>目</u>	担 当	<u>備 考</u>
□必要備品、設備等の	調査報告_	指定避難所担当時	対策本部へ報告
□指定避難所で必要な	設備、備品を調達、搬送	対策本部	
□設備業者へ設置工事	を発注	<u>"</u>	
□電源の強化を電気工	事業者へ発注	<u> 11</u>	
□必要設備・備品の要	請・調達及び管理(時期的優先	心順)	
<u>発災~約3日</u>	□ホワイトボード、掲示板		◎ 停電時、避難収容
	□暖房施設(ストーブ)、燃		<u>所である鶴居中学校</u>
	<u>料</u>		の非常用発電機の始
発災~約1週間	<u>□パソコン</u>		動は災害対策本部の
	□ごみ集積所・ごみ袋・ビニ		<u>指示による。</u>
	<u>ール袋</u>		
	□拡声器		◎ 移動式非常用発
	□給湯施設		電機は各備蓄庫に保
	□発電機、夜間照明		<u>管。</u>
	□仮設公衆電話・携帯電話		
	の移動アンテナ		◎ 防災用の食器・配
	□食器類(ラップ、アルミホ	I I feto I des	食缶は備蓄庫に保管
	イル類含む)、調理器具	対策本部	予定(備蓄倉庫完成
3V./// E D. I	□消毒液・石鹸類		<u>後)</u>
発災~1月以上	□仮設トイレ・トイレット		
	□レンタルハウス(資材、物		
	<u>資等保管)</u>		
	□宿泊用テント		
	□パーテイション(間仕切 り)		
	<u>ツ/-</u> □洗濯機、乾燥機、物干し		
	□その他(紙おむつ、粉ミル		
	ク等)		
	 		
	<u>/ 刊/</u>		

様式6 自衛隊災害派遣要請の依頼について

第 号 月 日

年

北海道知事 様

鶴居村長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 (作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

様式7 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第 号 年 月 日

北海道知事 様

鶴居村長印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

- 1 派遣を必要とした事由
- 2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

様式8 北海道消防防災へリコプター緊急運航伝達票

									(第		報)
		北海	道消防防災	とへり	コプター	緊急道	重航位	云達票			
					要請日時:		年	月	日	時	分
次(のとおりへり	リコプタ -	ーの出動を要詞	青しまっ	<u></u>						
					要請機関名						
					担当者職氏名						
					連絡先	TEL		FAX	X		
災	覚	知	年	月	日	時	分				
害の	災害発生	日時	年	月	日	時	分				
状	災害発生	: 場所									
況 ·	災害	名									
派遣	災害発生 状 況										
理由	* 措置状況				T						
	豊を必要 ↑る区域					す る 内 容					
気	象の状況						,				
		離着	陸場名								
離の	着陸場 状況	特言	記事項	(照明、	Hマーク、吹き	流し、離着	陸場周辺	1の状況(□	障害物等)	ほか)	
必	要とする				現地での資機	材確保状況					
資	機材				特記	事 項					
傷 搬	病 者 の 送 先				救急自動 の 手 配						
佃	機関の	他に応援要	請している機関名		ļ						
	接状況	現場付近で活	舌動中の航空機の状況								
現 指	地 最 高 揮 者	(機関名	<u>(</u> 1)		(職・氏名	1)				
無連	線 絡 方 法				(周波数	:)	F	Ηz			
	の他参考 なる事項										
	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏	名	年齢	備	考
搭											
乗											
者											
				1							

様式9 救急患者の緊急搬送情報伝達票

	救急	急息	患者の	緊	急搬	送情報	報位	まさ	票	第			幹	Ž
要請日時	令和]	2	年		月		日		時		分		
1 要請市町村名	,				電	話				FAX				
担当課・職・日	名				職	名				氏名				
2 依頼病院名					•					電話				
 所在地										FAX				
担当医師名・和	名							科	担当課	人 人 人 人				
3 受入病院名										電話				
 所在地										FAX				
担当医師名・乖	名							科	直通内	 線番号				
 受入病院の了 ^液	★: □ 有		無											
なりがな 4 患者氏名			生年月	日		年			月	日				歳
			体 重	į		kg		男	□女	職業				
住 所			l .							感染症	 [::	□ 無	□ 有	
病名								入隊	 完中 ロ	外来:		月		
									血圧:		mmHg	 脈拍:		回/分
経 過									呼吸:			体温:		$^{\circ}$
										. a2 a2 (T				
41. ± 10/2 2 = 140.2V	口取名从			4 π+. E	旧后始		∔án.	`¥		ベル(J				
航空機による搬送 が必要な理由	□ 緊急性 (主な理E		□ 搬达	≦吁	削短船		颁	达多	7.正性	□ そ(ク他	()
 気圧変化:	□影響無	l		影響	有り									
5 受入病院選定	至理由 (①、	2	のいずね	れか	記載)									
□ ①高次・専門	医療機関で	かり	台療が必	要	なため	(治療)	内容	:)
□ ②その他(具	体的な理由	۱:)
6 付添搭乗者	氏		名		性別	年	齢	体	重		2	その	他	
医 師							歳		kg					
看護師							歳		kg					
付添人							歳		kg	続柄:				
医師・看護師の原	斤属病院:		依頼病	院	□受力	人病院		そ	の他病	院名	()
7 運航上の必要	事項	機区	内に積載	する	5医療	資機材	等							
資 機 材	名	有	数量	総	重量	要電源				持 記	事	項		
①点滴					kg			輸剂	夜ポンプ	プあり				
②シリンジポン	/プ 				kg									
③酸素ボンベ					kg				以上(サ			<	(cm))	
④モニター類					kg				電図	□ その)
⑤保育器					kg		-	イズ		×L	\times H		(cm))	
⑥人工呼吸器					kg		サ/	イズ	: W	×L	\times H	((cm))	
⑦救急バック					kg									
8その他((+ + 52 , -1 + 154				kg		メニ	F						
引継場所	依頼病院						<u> </u> ^	_						
(現地離着陸場)	受入病院	· ·												

※市町村はNo. $1 \sim$ No. 7 の項目を記載の上、要請すること。(\square 欄はレ点又は \blacksquare で該当項目をチェック) ※No. 4 「経過」No. 5 について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式10 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

		救出用機械器具												
年月日	救出 人員			,	借上	費		•	修繕	費		実支出額	備考	
+71	人員	名	称	数量	所有者 ^(管理者) 名	金額		修繕 月日	修繕費	修繕の 概要	燃料費	· 关义山做) # 5	
	人						円		円		円	P		
計														

- 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その 借上費を「金額」欄に記入すること。
- 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式11 物資購入(配分)計画表

物資購入(配分)計画表

令和 年 月 日 時現在

	世帯		J	人世帯	<u>t</u> j		J	十世十	<u>†</u> j		J	人世帯	ţ	\	į	 		
					円				円				円	<u>}</u>				備
品	単	数	世	所	金	数	世	所	金	数	世	所	金	数数	世	所	金	
			帯	要			帯	要			帯	要	}	}	帯	要		考
目	価	量	数	数	額	量	数	数	額	量	数	数	額	量	数	数	額	
													}	\ <u>\</u>				
													}	}				
			^				\\\\\\				^		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	· }				
		/	/		/~~~	/~~~ 	·····		~~~~				^~~~ <u>`</u>	<i>></i> ~~	$\gamma \sim \gamma$		<u> </u>	~~~~
													}	}				
Ē	†													\				

- 注) 1. 本表は、全壊(焼)、流出世帯分と半壊(焼)、床上(下)浸水世帯分に分けて作成すること。
 - 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 - 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

様式12 世帯構成員別被害状況

世带構成員別被害状況

令和 年 月 日 時現在

世帯構成員別被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全 壊 (焼)													
流 失													
半壊(焼)													
床上(下)浸水													

様式13 物資の給与状況

物資の給与状況

令和 年 月 日 時現在

住家被害 程度区分		世帯主 氏名	基礎となった世 帯構式人員	給与。	月日	物資給与	手の品目	実支 出額	備考
			(人)	(月	日)			(円)	
⇒ 1	全壊	世帯							_
計	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

令和 年 月 日

給与責任者 氏名

ED

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 - 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 - 3.「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

様式14 物資給与及び受領簿

住家被害程度区分	1 全壊(焼) 2 3 半壊(焼) 4 浸水	流失 床上(下)	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男女	人人
----------	------------------------------	-------------	-------------------------	---	----	----

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

令和 年 月 日

住所

世帯主 氏名 印

連絡先 (避難所・電話番号等)

給付(貸与)年月日	品 名	数量	備考

様式15 公用令書

別表第1号様式

州农第1万塚 八		
従 事 第 号		
公 用 令	書	
住所		
名前		
従事		
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり を命ず	`る。	
協力		
令和 年 月 日		
1774 午 カ ロ 	処分権者	印
従事すべき業務	/C/V IE I	117
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		·
備考		

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第2号様式

保管第 号

公 用 令 書

住所 名前

災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。

令和 年 月 日

		処分権者	印
保管すべき物資の種類	数量保管すべき場所	保管すべき期間 備	考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第3号様式

管 理 第 号

公 用 令 書

住所 名前

大地 管理 災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり 家屋 を 使用 する。 施設 収容

物資

令和 年 月 日

												処分権者		印
	名	称	数	量	所 在	場所	範	囲	期	間	引渡月日	引渡場所	備	考
Ī														
Ī														
t														
t														
ŀ														
L					l								1	

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第4号様式

変 更 第 号

公 用 令 書

住所名前

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年月日第号)にかかる処分を 次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

令和 年 月 日

変更した処分の内容

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第5号様式

取 消 第 号

公用取消令 書

住所 名前

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年月日第一号)にかかる処分を 取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

令和 年 月 日

処分権者

囙

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第6号様式

No.

防災立入検査票

所属

職名

氏名

年 月 日生

上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づ く権限を有するものであることを証明する。

令和 年 月 日交付

交付責任者

印

 $6\,\mathrm{cm}$

9 cm —

(裏)

注意

- 1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
- 2. 本票は年月日まで有効とする。
- 3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない
- 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

様式16 輸送記録

輸送記録

										<u> 1</u>	可村名	1		
輸			借 上 等				修			絲	燃	実	備	
		輸送区間	使用耳	直両等			故障耳	車両等			故			
送	目							所有	修繕	修	^収 障	料	支	
月	的	離)	種類	台数	金	額	名称	者	月日	繕	概		出	
日			規	奴			番号	氏	,,,,	費	要	費	額	考
								名						
						円						円	円	
~~~~				~~~~			• • • • • •						~~~	
				~~~	<b>/</b>	~~~~		<b>/</b> ///////////////////////////////////	/~~~	/~~~~				
計														

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。
 - 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 - 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 - 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 - 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。